

令和7年9月清須市議会定例会会議録

令和7年9月3日、令和7年9月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

1. 開会時間

午前9時30分

2. 出席議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤奈美  | 2番  | 浅妻奈々子 |
| 3番  | 齊藤紗綾香 | 4番  | 土本千亜紀 |
| 5番  | 松岡繁知  | 6番  | 山内徳彦  |
| 7番  | 富田雄二  | 8番  | 松川秀康  |
| 9番  | 大塚祥之  | 10番 | 小崎進一  |
| 11番 | 飛永勝次  | 12番 | 野々部 享 |
| 13番 | 岡山克彦  | 14番 | 林 真子  |
| 15番 | 加藤光則  | 16番 | 高橋哲生  |
| 17番 | 伊藤嘉起  | 18番 | 久野 茂  |
| 19番 | 浅井泰三  | 20番 | 成田義之  |
| 21番 | 天野武藏  |     |       |

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

|   |   |   |  |   |   |   |   |
|---|---|---|--|---|---|---|---|
| 市 |   | 長 |  | 永 | 田 | 純 | 夫 |
| 副 | 市 | 長 |  | 葛 | 谷 | 賢 | 二 |
| 教 | 育 | 長 |  | 天 | 埜 | 幸 | 治 |

|   |           |
|---|-----------|
| 企 画 部 長                                 | 岩 田 喜 一   |
| 総 務 部 長                                 | 林 智 雄     |
| 危 機 管 理 部 長                             | 飯 田 英 晴   |
| 市 民 環 境 部 長                             | 石 田 隆     |
| 健 康 福 祉 部 長                             | 丹 羽 久 登   |
| 建 設 部 長                                 | 長 谷 川 久 高 |
| 会 計 管 理 者                               | 檜 本 雄 介   |
| 教 育 部 長                                 | 石 黒 直 人   |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                         | 辻 清 岳     |
| 企 画 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長                 | 岡 田 善 紀   |
| 総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長                     | 服 部 浩 之   |
| 総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長                 | 所 邦 治     |
| 危 機 管 理 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長             | 舟 橋 監 司   |
| 市 民 環 境 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長             | 浅 野 英 樹   |
| 市 民 環 境 部 次 長 兼 産 業 課 長                 | 梶 浦 庄 治   |
| 健 康 福 祉 部 次 長 兼 児 童 保 育 課 長             | 吉 野 厚 之   |
| 健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長             | 古 川 伊 都 子 |
| 建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長                     | 前 田 敬 春   |
| 教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長                 | 大 沼 賀 敬   |
| 教 育 部 次 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長 | 吉 田 剛     |
| 企 画 政 策 課 長                             | 神 野 満 裕   |
| 企 業 誘 致 課 長                             | 沢 田 茂     |
| 総 務 課 長                                 | 杉 原 敏 弘   |
| 税 務 課 長                                 | 酒 井 雄 一 郎 |
| 高 齢 福 祉 課 長                             | 石 田 嘉 子   |
| こ ど も 家 庭 課 長                           | 寺 社 下 葉 子 |
| 都 市 計 画 課 長                             | 鈴 木 雅 貴   |
| 上 下 水 道 課 長                             | 伊 藤 嘉 規   |
| 学 校 教 育 課 長                             | 瀬 尾 光     |

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

|                |           |
|----------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長    | 後 藤 邦 夫   |
| 議会事務局次長兼議事調査課長 | 鹿 島 康 浩   |
| 議事調査課課長補佐兼総務係長 | 岡 田 一 実   |
| 議 事 調 査 課 主 任  | 速 水 真 由 美 |

6. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1 一般質問

( 傍聴者 2名 )

( 時に午前9時30分 開会 )

議長 (成田義之君)

おはようございます。

令和7年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、当局の答弁中に時間を超えた場合は答弁は最後まで行うものとするも、質問する際は答弁するのに十分な時間を配分するようお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて着席して行ってください。

当局の答弁は、自席で挙手をして、議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属、氏名を省略してください。

去る8月21日までに、14名の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

最初に、伊藤嘉起議員の質問を受けます。

伊藤嘉起議員。

< 17番議員 (伊藤嘉起君) 登壇 >

17番議員 (伊藤嘉起君)

皆さん、おはようございます。

議席番号17番、伊藤嘉起、清政会でございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今年の尾張西枇杷島まつりについては、開催期日を3日間とし、打ち上げ花火については通常の祭りとは切り離して、祭り前日に当たる金曜日に打ち上げ花火のみ実施されました。実施に当

たりましては特に大きな事故も無く、無事終了したと伺っております。

尾張西枇杷島まつりの起源は、疫病払いのための美濃路沿いの神社の祭りであり、山車は江戸時代の後期に作成されました。昭和46年には西枇杷島町指定の祭礼と位置付けられ、同時に、打ち上げ花火も加わり、以降、花火と祭りは一体的なものとして50年以上にわたり続けられ、西枇杷島の皆様にとっては、まちの文化の一つとして定着してまいりました。

しかし、近年では、明石の花火大会での事故や韓国の雑踏事故を踏まえ、祭り来場者の増加に伴う、より一層の安全性の確保が求められ、警備のための人件費は増加し、打ち上げ花火自体を始めとする物価高騰も相まって、祭りの運営はますます厳しい状況になってきました。

さらに、コロナ禍や特構事業によるまちの変容によって、令和2年から令和6年の5年間は打ち上げ花火は開催されず、事実、この地方でもコロナ禍以降は打ち上げ花火を中止する自治体も出てまいりました。

このような中、主催者である「西枇杷島町まつり振興会」は、昨年、祭りにおける打ち上げ花火は山車の五輦揃えと合わせて5年に一度の開催と決定いたしました。西枇杷島地区の皆様から毎年の花火開催を期待する声は非常に多く、市長からも、「まつり振興会の意見を尊重したい」との発言もあり、現在は再考する方向に舵を切られているものと捉えております。

私といたしましては、安全性を一番に考えつつも、西枇杷島地区出身の議員の一人として、花火に対する愛着や思いは人一倍強く、私に限らず、西枇杷島地区の多くの皆様の思いから、以下の質問をさせていただきます。

①といたしまして、今年に来場者や警備体制を含め、安全面ではどのような課題があったか。

②署名活動を含め、打ち上げ花火の毎年開催への要望も届いているようだが、主催者であるまつり振興会の現状の意見や考えはどのようになっているかお聞かせ願います。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

産業課の梶浦でございます。

①について答弁をさせていただきます。

今年尾張西枇杷島まつりの人手は、主催者発表として打ち上げ花火を開催した金曜日が3万人、土曜日が4万人、日曜日が6万人の合計13万人となりました。

警備につきましては、西枇杷島警察や警備会社、消防団、交通安全協会など、協力いただく関

係者が集まった警備反省会でも多くの意見が出ました。主な意見としましては、交通規制に伴う会場周辺にお住まいの住民からの苦情や交通規制の範囲や規制の徹底などの内容でした。

以上でございます。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

主催者でありますまつり振興会の事務局である市担当課として、警備の考え方はいかなるものかお尋ねをいたします。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

この祭りにつきましては、打ち上げ花火を含めて、山車が運行される土曜日、日曜日にも旧美濃路街道や花火会場となるみずとびあ庄内の限られたスペースに多くの来場者がお越しになり、人手による将棋倒しなど、事故を未然に防ぐ何よりも安全対策のための警備計画が重要な祭りとして捉えています。

また、西枇杷島警察署を始め、消防団や交通安全協会、警備会社などの御協力により成り立っているものと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

打ち上げ花火に関して、初めて金曜日に行いました。そして、花火会場の方にはキッチンカーを並べて実施したわけですが、その成果や問題点などありましたらお聞かせ願います。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

金曜日の平日開催としたことで人出が減少するという予想もありましたが、打ち上げ花火会場のみずとびあ庄内は、コロナ禍以前の打ち上げ時と変わらない混雑状況がありました。

また、キッチンカーにつきましては47台を誘致しましたが、場所によって売上額の差はあっ

たようですが、お客様とのトラブルも無く営業できたと伺っております。

打ち上げ会場となる河川区域については、河川占有による露天出店が難しいことから、打ち上げ花火単独開催につきましては、今後もこのようなキッチンカーによるにぎわい創出を行うべきと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

打ち上げ花火に関しては、先ほども申し上げましたように、いろんな自治体で中止とか有料化とか値上げとか、いろんな問題が出ているんですけど、当市といたしましては、協賛金の実績以前と比べて今年は大変多く集まったとも聞いておりますが、有料観覧席等設置する考えはあるのかお伺いします。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

今年度の打ち上げ花火の協賛額につきましては、大変多くの皆様から申込みをいただきまして、結果的に685万円となりました。この額はコロナ禍以前の最高額が420万円であったことから、打ち上げ花火への多くの期待の表れと感じています。

また、有料観覧席につきましては、主な観覧場所が河川区域内であり、囲いや栈敷席など工作物の設置が困難であること、その上、観覧スペースが広くはなく、まずは市民の皆さんに御覧いただける機会が必要なことや、協賛による特典として観覧席を提供していることから、設置は今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

なかなか設置が難しいということですが、協賛金を多く集めるというのが西枇杷島まつりで花火を開催する一つの大きな問題だと、そのように認識しておりますが、私の記憶によりますと、

五十数年前、西枇杷島まつりで花火を打ち上げるとなった時に、商工会が全面的にバックアップしたと。聞いている限りでは、商工会の90%以上が中心になりまして、協賛金を集め、その協賛金の額だけ花火を上げておったと、そういうこともあったように聞いております。

その後、清須市になりまして、協賛金は観光協会のほうでということに変わってきたということなんですが、昨日も商工会のほうに問い合わせまして、旧西枇杷島の職員の方に、どのような状況でどのように変わったのかということをお聞きしたんですけど、ここ10年ぐらいは西枇杷島まつりに関しては商工会は携わっていませんよというお話があったんですが、やはり商工会そのものが行政の大事なサポーターとして、行政と共に地域の活性化を担っていく立場であるとは思いますので、何とか商工会のほうも協力をお願いしていただき、皆さんで西枇杷島まつりの花火が途絶えないように、また、金額が少なくなったので、しょぼい花火になってしまうこともないように続けていただくためにも、商工会との連携をぜひともお願いしたい。

昭和46年という花火が始まった時の背景で、私もちょっと見ましたら、当時、西枇杷島の人口は2万人で、商工業者が900軒以上あったと。6軒に1軒以上が商工業者で、そのうちの70%以上の方が商工会員であり、当然、美濃路街道は商業のまちとして大変にぎわっておりまして、当時は花火に携わる、祭りに携わる人たちの中に多くの商工会員もみえて、すんなりと言いますか、順調に協賛金も集めれたと、そのように想像するわけですが、今は実情も変わりました、清須市内でこういうことに協賛できる事業者も少なくなつてはくるとは思うんですけど、先ほど課長のほうからありました。今年は685万円も集まったと、例年に比べて非常に多かったと。この一因としては、5年に一度というのは聞いていたんで、それでは奮発するかという業者も多分みえるとは思いますが。

その辺も含んで、でも、清須市になりましたし、大きく声を広げていただければ協賛金を集めることはそれほど難しいことでもなく、また、この文化事業が進むことにもなると思しますので、今後とも商工会の連携を含めて、商工会に限らずなんですが、皆さんの御理解をいただきながら協賛金を募っていただきたいと思えます。

②のほうの質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

最後に、②の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

②について答弁をさせていただきます。

主催者西枇杷島町まつり振興会では、令和6年度に行った打ち上げ花火安全検討会の結論である山車引き回しや露店出店が行われる土曜日・日曜日に打ち上げ花火を行うことはしない考えの下、当初は毎年開催に対して慎重な意見や大きな事故もなかった今年同様、来年度も金曜開催を是とする意見もありました。

それに対して継続を求める一部署名活動の結果や事務局である産業課に寄せられる継続を望むメールなどの意見を受け止め、8月20日に開催しました振興会にて、西枇杷島警察などの警備に係る団体の協力や協議の結果、安全に打ち上げ花火が行われる体制づくりが可能であれば、今年同様、金曜日に打ち上げ花火を実施していく方向性を確認したところでございます。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

今年の祭りが終わりました、私のほうにも交通規制等のお話が住民の方から毎年入るんですけど、今年は特に多かったなという印象でした。交通規制の場所を広げたというのも多分あるとは思いますが、ある一部の町内からは、例えば、来年、交通規制に対して通行許可書を申請する時に、市のほうはどのようなお手伝いをしていただけるのか、というようなことも出ておりますが、当然、交通規制は、警察との協議により交通課で管理ですが、当然、西枇杷島のお祭りのための交通規制であり、当然、道路管理も清須市の土木課のほうでやってみえると思うんですけど、事前にそういう協議が土木課とも交通課ともなされたと思いますが、結果としてこのような苦情が多く出たというところで、私はやはり交通規制に対する許可証の申請というのはこれから必要になってくるんじゃないかと思うんですが、その辺りについて何か御意見があればお伺いしたいと思います。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

多くの来場者の安全確保のために、広範囲で交通規制が設定されるこの祭りにおきましては、緊急車両と救急車両の他に通院や通所などでどうしても車両通行を求められる場合がございます。祭りにおけます交通規制につきましては、市が警察に申請を行い、それに伴う規制区域内の通行許可証の発行も警察の権限になることから、まずはこの祭りにおける安全確保の観点から、どこ

まで交通規制区域が必要か、今年の実績を踏まえて、西枇杷島警察と協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、やむを得ない理由によります車両の通行につきましては、どのような形で通行許可証が発行できるか、どうしたら良いか検討も含めまして、課題となりますので、警察署と今後じっくり協議していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

じっくり協議してもらわんと、交通課、西枇杷警察は御存じのように、大変狭いスペースでやってみえて、突然、許可証の申請が何百件と出てきた時には警察も大変混乱して困ってしまうと思いますので、行政が代わりに手続を踏めるものなのかということも含んでということになると思います。

また、祭りの大変さから言いますと、今の交通規制の話も含めて、産業課一課だけでは大変厳しい面があると。3日間となると職員も大変な苦勞があるなというふうには当然思うわけですけど、道路に関しましては、市としては道路部局と言いますか、道路管理のほうは土木課のほうで多分やってみえると思うんですけど、土木課の課長は今日はみえるのかな。もしあれでしたら、道路管理者として、今お話がありました交通規制等、また、その許可について今後考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

土木課長の前田です。

交通規制の制限等につきましては、警察の管轄になりますので、道路管理者として、その交通について制限等を設ける等ということ、うちのほうから意見を出すことはない、うちの所管課としては、総務課のほうに警察と交通規制に関しては所管しておりますので、道路管理については、安全面について通行で大丈夫かどうかという、その判断で協議をしたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

すみません、知識が浅くて。という答弁でしたので、総務部長、この辺に関してどのような所見をお持ちか。

議長（成田義之君）

林総務部長。

総務部長（林智雄君）

総務部長の林です。

交通安全の担当のほうですね、交通規制の例えば要望を受けたりとか、そういったものに関しては、総務課の交通防犯係がやっております。

今回の祭りについての規制であったりとか、祭りの規制以外にも、それに付随してそういった話が出た場合は、総務課のほうでお話をお伺いして、先ほど出ました西枇杷島警察の交通課に御相談する。御意見をこちらのほうからお伝えするというような状況になると思います。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

今年に限っては、何か事前にありました。

議長（成田義之君）

林部長。

総務部長（林智雄君）

特に総務課からそのような報告は上がっておりませんが、交通安全協会も担当しておりますので、そこから出た意見は祭り振興会の警備担当会議のほうで意見を申し上げているという状況でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

先ほども申し上げましたが、産業課は清須市のまちを一手に引き受けとるということで、私が

想像しますに、祭りは当然土日が多うございまして、職員の方も大変だと思います。そういった中で負担を、皆さんでそれぞれの責任の中でやっていただくと、産業課としても祭りを今後進めるに当たって、もっと活性的な意見が出てくると。観光協会の所管も産業課でやっていただいておりますので、歴史ある祭りですので、一致団結して、皆さんのお力で今後も続けていただきたいと、そのように思っておりますので、総務部長の御理解をよりお願い申し上げます。

最後になってしまうんですけど、今回まつり振興会、そちらのほうの意向というのが事前に開かれまして、中日新聞のほうにも記事として出されましたので、私のほうから質問内容はかなり削減させていただいたんですが、方向性というのが見えてきたんですが、市長に最後にお聞きしたいんですけど、このような方向性がまつり振興会で出てきたといった中で、来年については金曜日に花火を打ち上げる方針も出たということなんですが、この結果を踏まえて、今後、西枇杷島まつりはどのようにあるべきか、市長の所見をお伺いいたします。

議長（成田義之君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

尾張西枇杷島まつりは、清須市でも最も歴史のあるお祭りでございますし、清須の財産でもありますので、次の世代へもつなげていく、伝承していかなければならないというふうに思っております。

それで、花火の件についてですけども、今までも私は、実施主体でありますまつり振興会の決定を尊重するというふうに発言をしまいりました。それで、5年に1回のことにつきましても、一遍やってみて、その状況を見て検討してみたらどうかというふうな発言もしてきました。

それで、今回、一度やってみたわけなんですけれども、もちろん今、御質問にありました警備の面やら、交通規制の面やら、費用の面、また、キッチンカーの配置の問題もあったと思います。いろいろ課題はありましたが、事故も無く、おおむね安全に実施できたというふうになりました。

それを踏まえて、振興会では、来年も実施に向けて行うということを固められましたので、冒頭でも申し上げましたけども、市は、まつり振興会の決定を尊重するというところでございます。振興会では、会議の内容ではですね、警備の面やら、また費用の面でも心配をされておられましたけれども、一緒になって来年の開催に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

伊藤議員。

17番議員（伊藤嘉起君）

本当に大きな清須市の財産であります西枇杷島まつりという文化を後世に伝えるために、市長の前向きな御意見をいただきまして安堵いたしました。

くしくも、今年は東海豪雨から25年という年を迎えまして、この年に西枇杷島まつり、要は、25年前、東海豪雨の折りに激特事業、特構事業が採択されまして現在に至っているという中で、特にこの地区の人は、まつりに携わる町内会、多くの方が市民のための治水対策に土地収用で協力された。そういった中で、今、祭りの保存会と言いますか、町内ごとですが、中には住民が半減してしまって、まちの維持すら難しい状況が出てきてしまっているということもございます。しかしながら、治水対策、全市民のことを思い、協力されたというところは、緊急5か年事業が国のほうで行われた際に、合併前に全ての事業が土地の協力者によって遂行されたというところもある、そういった背景がある文化でございます。何とか、まつり保存会と当然、清須市と、そして議会の皆さんの御理解もいただきながら、今後この祭りを清須の大変歴史ある大きな一つの文化でございますので、継承を続けられることを最後にお問い合わせ、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（成田義之君）

以上で、伊藤議員の質問を終わります。

つぎに、齊藤紗綾香議員の質問を受けます。

齊藤議員。

< 3番議員（齊藤紗綾香君）登壇 >

3番議員（齊藤紗綾香君）

議席3番、齊藤紗綾香です。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

地域福祉避難所整備とペット防災の具体策について

令和7年3月定例会で質問した内容の進捗状況について、再度質問させていただきます。

昨今は、様々な自然災害がいつ発生してもおかしくない状況です。先般の永田市長の選挙公約におかれましても「防災備蓄倉庫の整備と備蓄品の充実」とあり、災害時にしっかりと対応できる体制を整えておくことは自治体としての責務であると考えます。

地域福祉避難所は、災害時、要配慮者にとって非常に重要な拠点となるため、早急な整備が必

要であると何度もお伝えしてきました。前回の質問では、ハード面に関しては進んでいることを確認できましたが、備品等のソフト面では危機管理部と健康福祉部にて検討するとのことでした。また、ペット防災に関しても、平常時からの普及啓発や関係団体との連携が必要であるという御回答もいただいたため、これらの進捗状況について伺います。

①市民のニーズに対応できるよう、地域福祉避難所のソフト面の整備について、どのように進めていくのか。

②ペットとの同行避難が可能な避難所の明記の必要性をどう考えているのか。

③ペットとの同行避難時の対応は、どこまで具体的に決まっているのか。

④飼い主の責務について周知啓発が必要との回答でありましたが、今年度、市として啓発について考えていることは。

以上、よろしくお願いたします。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課長の舟橋です。

①の質問についてお答えいたします。

福祉避難所のソフト面の整備につきましては、内閣府の「福祉避難所の確保・運営のガイドライン」を参考に、福祉避難所における必要な物資・器材の確保について検討し、それらを整備してまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

お答えできる範囲で結構です。

どのような物資・器材の確保について検討しておられるか、お聞かせください。

議長（成田義之君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

こちらの物資・器材の確保につきましては、間仕切りテント、簡易ベッド、歩行器、歩行補助

つえ、収尿器、下着類などの購入を想定しておりまして、また、あわせて、全国の203自治体と福祉用具等物資の供給協力に関する協定締結を行っている一般社団法人日本福祉用具供給協会との協定なども検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

物資・器材の確保について、また、内閣府のガイドラインからというのも分かりましたが、毎回伝えさせていただいております清須市に住む市民の方の御意見が一番に重要で、福祉避難所の利用を希望される要配慮者の方々のニーズの把握についてはどのように対応しておられますでしょうか。

議長（成田義之君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

現状でございますと、社会福祉課が進めている個別避難計画において、避難する時、又は避難先で配慮してほしいことを記載する項目がございますので、それらの情報を共有しております。

また、今後につきましても福祉部と連携し、要配慮者の方々のニーズ把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

次の質問をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、②の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

②の質問についてお答えをいたします。

環境省の人とペットの災害対策ガイドラインにおきまして、同行避難を想定し、ペットの同行避難者の受入れが可能な避難所を示したハザードマップの整備を推奨しており、本市としまして

も、ハザードマップの更新時期に合わせて明記していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

ありがとうございます。

ハザードマップの更新時期としましては、いつぐらいを想定されておられますでしょうか。

議長（成田義之君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

現在のハザードマップの残数だとか予算の関係なども踏まえてのことになりますので、あくまでも本課の想定であり、確定事項ではございませんが、令和9年度頃に作成できればというふうを考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

分かりました。

次の質問をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、③の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

③の質問についてお答えをいたします。

本市の「避難所運営マニュアル」におきまして、避難所のペット対策として、管理責任者は飼い主であること、避難所ペット登録台帳への記載をすること、廊下・踊り場・屋外などペットの飼育場所を決定し、飼育ルールと共に飼い主及び避難者へ通知し、その徹底を図ることなどなっています。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

避難所運営マニュアルでは、避難所での飼育場所をおっしゃった廊下・踊り場・屋外などとしていますが、各避難所であらかじめ具体的に示したほうが良いと私は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

各避難所の飼育場所につきましては、今後実施をいたします避難所開設訓練時にペットの飼育場所の検討も併せて行う予定でございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

10月に行われる総合防災訓練ですかね、ぜひ取り入れていただきたいのと、ペットの災害対策について、避難者や飼い主の方がもう少し分かりやすく詳しい内容のものを示す必要があると私は常々思っています。そのようなお考えはありますでしょうか。

議長（成田義之君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

ペットの災害対策といたしまして、避難所での注意点だとか日頃の健康管理やしつけ、また、あらかじめ準備しておくものなどをまとめた、そういった内容のものを作成いたしまして、お示ししていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

関連しますので、次の質問をお願いします。

議長（成田義之君）

最後に、④の質問に対し、舟橋危機管理部次長兼危機管理課長、答弁。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

④の質問についてお答えをいたします。

災害への備え等に関する飼い主への普及啓発として、「飼い主自身の安全を確保し、その上で、ペットの安全と健康を守ること、また他者に迷惑をかけること無くペットを適正に飼育し、管理する責務があること。」を念頭に置いていただき、まずはお住まいの防災対策について、つぎにペットのしつけや健康管理、マイクロチップ等による迷子にならないための対策、ペット用の避難用品や備蓄品の確保などについて、広報誌やホームページ、啓発チラシなどにおいて啓発を行ってまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

広報などで啓発して下さるということをお願いします。

私、資料の提出手続が間に合わなかったので、資料として提出してないんですけども、先ほどの御答弁とも関係しますが、愛知県のホームページでペット災害対策のページにとっても分かりやすい、「平常時における被災動物対策マニュアル、ペットと一緒に避難するために」という案内があります。前回は負担軽減も考え、県のアドレスを市が作るというよりも、県のアドレスでいいので、本市ホームページに貼ってくださいと要望しております。その辺いかがでしょうか。本市のホームページでお知らせして下さるかどうか、御答弁いただければと思います。

議長（成田義之君）

舟橋次長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

議員おっしゃるものですが、愛知県の獣医師会だとか愛知県動物保護管理協会などで構成されております愛知県被災動物対策連絡協議会により作られたペットの対策マニュアルのことではないかと思いますが、議員がおっしゃるように、大変見やすく分かりやすくまとめられているものでございますので、危機管理課におきましても、ホームページ等、また啓発の際に、御紹介させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

齊藤議員。

3番議員（齊藤紗綾香君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

まとめとしまして、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、飼い主がペットと共に避難する可能性は想定の範囲内である必要があり、ペットがいるがゆえに避難をためらう方が出ることも考えられます。私もペットを自宅に残し、自分だけ避難することは考えられませんが、動物が苦手だったり、アレルギーや鳴き声など配慮が必要になると、やはりためらいます。ですので、被災状況により、可能であれば、自宅で過ごす場合もペットたちも困らないように防災グッズをそろえる意識をしています。飼い主側が意識していくことも非常に重要ですが、これも私が防災啓発のイベントなどに何度も行って意識ができたおかげです。市だけで何度も行うのは限界があります。市内に限らず、県内で行われる防災イベント情報も併せて、広報・SNS等でお知らせしていただきたいと思います。

そして、地域福祉避難所整備に関しましても、舟橋次長とは何度もお話をしてきたので、しっかりと形にしていただけると信じております。

避難所におけるペットの受入整備や飼い主への普及啓発とともに、いつ起こってもおかしくない災害対策のため、引き続き御尽力いただくことを心からお願いし、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

議長（成田義之君）

以上で、齊藤議員の質問を終わります。

つぎに、富田議員の質問を受けます。

富田議員。

< 7番議員（富田雄二君）登壇 >

7番議員（富田雄二君）

議席7番、清政会、富田雄二でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私からの質問は、管理不全土地の諸問題についてでございます。

近年、少子高齢化や人口減などに伴い、全国的に空家・空地が増加しております。中でも、適

正な管理がなされず放置された空き家・空き地は、雑草・雑木の繁茂、ごみの不法投棄、害虫発生、火災や犯罪のおそれ、悪臭など防災、防犯、衛生、景観等において 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が高く、大きな社会問題となっております。

夏場を中心に、雑草等が繁茂した空地に対する市民からの相談を私もよく受けますが、市では、農地であれば産業課が、それ以外は生活環境課が相談に対応しているというふうに聞いております。

また、市街化区域内にある農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、農地として維持管理していくことで、税制上の優遇措置も受けられる「生産緑地地区」の指定がなされております。

このような中、空家対策については、平成27年5月に「空家特措法」が施行され、各自治体が特定空家等に対して行政代執行が可能となり、令和5年12月には同法が改正され、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態と認められる空家が新たに管理不全空家等と位置付けられ、空家に対する幅広い対応が可能となりました。

一方、空地については、周辺的生活環境を著しく害する状況であっても法律が整備されていないことから、各自治体で独自に条例を定めるなど、その対応は様々であります。本市には空地に関する独自の条例は制定されていないため、「空き地」の定義の中に農地が含まれるかどうかの明文化された規定はありませんが、土地基本法第3条第2項において、土地はその周辺地域の良好な環境形成を図るとともに、当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、適正に利用し、又は管理されるものとされております。

農地に関しては、平成28年4月の農地法改正に伴い、平成29年度から遊休農地の課税強化を実施しておりますが、対象となるのは農業振興地域内の遊休農地で、農地中間管理機構への貸付け意思を表明せず、自ら耕作再開も行わない場合などに限られており、その効果は限定的だと思われま

す。そこで、国交省は令和6年に全ての市区町村を対象に「土地利活用・管理に関するアンケート調査」を実施し、この調査を基に令和7年4月に「空き地の適正管理及び利活用に関するガイドラン」を発表しました。この中で、人口減少が進み、管理の行き届かない空地が増える中、自治体向けに利活用促進策や適正管関する規定等を紹介し、地域が抱える課題への解決策を提示しております。

そこで、本市の管理不全土地の現状及び対策について質問いたします。

①農業振興地域内に限らず、全ての農地のうち、遊休農地の直近の筆数及び面積と遊休農地に対する対策について

②農地以外の管理不全の雑種地・宅地の現状及びその対策について

③「生産緑地地区」で適正に農地が保全されていない場合の対応について

④管理不全土地への固定資産税課税について

⑤空き地に関する条例の制定について

以上でございます。よろしく御答弁お願いいたします。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

産業課の梶浦でございます。

①について答弁をさせていただきます。

令和6年度の遊休農地実態調査、いわゆる農地パトロールの結果については、161筆、5万9,314平方メートルであり、その内訳は市街化農地が53筆、1万3,939平方メートル、調整区域内の農振白地が4筆、2,348平方メートル、その他が36筆、1万2,050平方メートルであり、青地、つまり農用地が72筆、3万3,325平方メートルでした。令和7年度についても8月下旬からパトロールを開始しており、9月中には終了する予定です。

また、遊休農地への対策としては、JA西春日井と連携を強化し、農地の管理が難しい方と農地を借りたい方とのマッチングを進める農地中間管理事業の活用を図ることで、遊休農地の活用を図っております。

以上です。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

細かく調べていただきましてありがとうございます。

今も言われたように、遊休農地全体で5万9,314平方メートルですか、そのうちの半分以上ですね、3万3,325平方メートル、これが農用地、いわゆる青地の所ということで今お聞きしましたが、私もよく車を運転して走っていると、青地の所で、毎年、遊休農地が増えてい

っているなという印象を持っていますが、前年度と比べて、区域別で見た場合こういった傾向になっておるのでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

令和6年度の実績を対前年で比較した場合ですけれども、全体の遊休農地の面積は約13%減少しておりますが、荒廃度の高い区分の遊休農地の面積では3倍近くに上っており、管理の程度も課題となっております。

区域別で見た場合、市街化や農振白地以外の調整区域では減少していますが、青字、いわゆる農用地や調整区域内の農振白地で増加しており、農業を振興すべき農地所有者の高齢化などによって、管理ができない状況が見えていると考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

やはり農業振興地域で農地を所有している人が最近では農業もできなくなり、管理もできなくなったという表れだと思っております。

最初の答弁で遊休農地対策として農地中間管理事業の活用を図っているとおっしゃられましたが、他に何か市として対応されているような対策というのはありますでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

市で遊休農地を把握した場合や市民から草生えの連絡をいただいた場合については、農地の所有者や管理者に対して適正な管理がされるよう文書にてお願いをしております。その件数や筆数につきましては、令和5年度で56件59筆、令和6年度で77件95筆と増加傾向になっております。

以上です。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

今言われた文書、私、手元にあるんですけど、ちょっと読んでみますと、「貴殿が所有する土地については近隣より苦情があり、現地を確認したところ草木が繁茂しており、農地保全上、好ましくない状態となっております。早急に除草などの対策を講じ、農地として適正な管理をお願い申し上げます。」と、こんなふうに書かれておるわけですけど、私、以前に、きちんと管理されている農家の方からこんなことを言われました。「私ら農家の者が少しでも農地で野焼きをするとすぐに通報され、警察か消防署がすぐ飛んでくる。市はこうした野焼きに対しては厳しく問いながら、火災の原因になる枯れ草の放置を野放しにしているのは私は納得できない。」と、このように厳しい言葉をいただきました。

私もね、本当にこの草生えについては相談や苦情を受けます。そういった近隣住民の皆さんのそういう思いというか危機感に比べて、先ほど紹介した手紙の内容を聞いていると、何か切迫感がないというか、危機感がないというか、本当に優しい注意文書のように感じられます。もう少し厳しい文面で対応も必要でないかと私は思いますが、そういったことも一度検討されてみてはどうでしょうか。

それと、管理するほうの立場からの質問ですけど、私も今年は暑い日が続いて、3回も庭の草むしりをしました。それとまた、3年ほど前から、ある施設の花壇で花を育てているわけですが、花は毎日水やりをやらんと枯れちゃうのに、その横で草は本当にすごい勢いで伸びてきて、その都度、私も草を抜いとるわけですけど、本当に花を育てているのか、草を育てているのか分からんような状態です。

そんなことで、草刈りの大変さというのは私も重々承知しております。この農地所有者の方には、高齢になって、なかなか自分たちでは管理できないだとか、また、相続で引き継いだはいいけど、遠方に引っ越してなかなか帰ってこれんだとか、男手がないだとか、そういったいろんな事情を抱えた人もみえると思います。そういった方々に対して何か管理を促すような方法がございましたら教えてください。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

文書で適切な管理を依頼しても改善が見られない場合につきましては、農地への課税について税務課へ情報共有を行うとともに、シルバー人材センターなどへの委託先の案内など、まずは市

に相談いただく通知を発送していくことになると考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

税金のことは後で述べさせていただきますが、今言われたシルバー人材センターですか、これに関して、私の知り合いの40代の女性なんですけど、男手が無く、近所から草生えが非常に苦情をいただいて何とかせなあかんということで、シルバーさんに電話したらしいんですよ。これは7月頃だったと思うんですけど、11月までいっぱい、できませんと、そういうふうにシルバーさんに断られたらしいんです。そう言っておきながら、私はよく夢の森公園のすぐ近くは車で通るんですけど、毎日のようにシルバーさんは草むしりをやとるんですよ。

こういったことで、公共施設をきちんとやってもらうのは本当にありがたいんですけど、こういう困っている民間の人にも配慮できるような、そういったシルバーさんの人材の体制というか、そういうのもしっかりと取っていただきたいと要望書しておきます。

それと、自治体によっては、ふるさと納税で草刈りのサービスを設けている、そういう自治体もございます。また、自治会と連携して雑草等を除去するような自治体もございます。そういった事例もありますので、よく参考にさせていただいて、農地を適正に管理されるようお願いいたします。

2番をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

②について御答弁申し上げます。

農地以外の管理不全の雑種地・宅地の現状につきましては、該当する土地を含め、その筆数や面積は把握しておりません。生活環境課においては、通報件数のみ把握しているところでございます。

対策につきましては、市民等からの通報があった後、担当職員が現地に伺い、管理不全の雑種地・宅地と確認できれば、所有者等に対してお手紙にて改善をお願いしております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

では、過去3年ほどの通報件数が分かれば教えてください。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

過去3年の市民からの通報件数を申しますと、令和4年度が104件、令和5年度が112件、令和6年度が40件、令和7年度は直近で22件となっており、通報件数は減少傾向にあります。特に今申したように、令和5年度から令和6年度にかけての通報件数は約3分の1まで減少していると、こんなような状況でございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

農地であれば先ほど農地パトロールをして把握しているということですけど、農地以外の空地に関しては、行政としては通報のみで何もされていないということですが、必要性は感じられないですか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

把握できればいいとは感じてはおりますが、1つは民有地であるということもございまして、日々改善されたり、新たな管理不全土地になったり、状況が変わってくるという、こういったところがありますので、把握ということは非常に困難かなというふうには感じております。

これについては本市に限ってだけではなく、御質問にもありましたように、国交省の全国アンケートにおいても、全国、今1,741自治体があると思いますが、そのうち1,646自治体がアンケートに答えていらっしゃるが、1,192自治体、率にして72.4%の自治体が空地等の実態調査を行ったことはなく、また今後行う予定もないと答えており、その理由として、

多くの自治体が人員予算の確保ができない、そもそも必要性を感じていないというお答えでしたので、把握することは多分、大変難しいんだなというふうに感じております。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

必要性を感じないと言われましたけど、都市部ではそうかもしれませんが、私は、苦情件数が減ってるから草生え等が解消しているかといったら、決してそうではないと思っております。

それでは、今言われた手紙で改善を依頼されているということですが、その後の確認とかは、きちんとやられておるんですか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

確認についてなんですが、最初にお手紙にて改善を依頼した後、おおむね3か月程度を目安にその後の現地状況を確認し、改善されていない場合は、先ほど話があったように、再度、ちょっと強い言葉で、お手紙にて改善を促しているというところでございます。

また、管理不全の雑種地・宅地の状況がかなり危険な状態であったり、環境上、著しく悪いと判断した時は、お手紙ではなく、市内に所有者がお見えになれば直接訪問し、対面にて改善を促すケースもございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

分かりました。

次、お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、③の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木雅貴君）

都市計画課の鈴木です。

③の質問についてお答えいたします。

生産緑地制度は、所有者にその土地を農業など定められた用途で利用し、継続的に利用できるように維持管理することを義務づける制度です。

具体的には、生産緑地の指定から30年間、又は所有者の死亡又は故障などで営農が困難になり、指定が解除されるまで農地としての状態を保全する義務を有します。

このため、適正な管理がなされていない生産緑地を確知した場合は、土地所有者に対し、改善を求める指導文書を発出しております。

以上です。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

今お聞きしていると、どこの担当課においても文書で改善要望されているということで、都市計画課としては、指導文書を送るまでの対応というのはどのようにされているのでしょうか。

議長（成田義之君）

鈴木課長、答弁。

都市計画課長（鈴木雅貴君）

都市計画としましては、生産緑地のほうが適正に管理されているかということを確認するために、年に2回パトロールを実施しております。本年度も6月から7月にかけて、市内全地域で135の残地の現地確認を行いました。その際、適正に管理されていない箇所を確認したため、指導文書を発出しております。

以上です。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

今、年2回パトロールを行っているということですが、年間どういうタイミングで年2回行われていますか。

議長（成田義之君）

鈴木課長。

都市計画課長（鈴木雅貴君）

1回目は、6月、7月頃実施しております、そのタイミングで作付等を適正に管理を行って

いるかというのを確認しております。

2回目につきましては、11月頃を予定しております。これは継続的にされて営農されて、耕作放棄地となっていないかということで確認を行っております。

以上です。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

生産緑地というのは、市街化区域内にある農地のため住宅地の中にあるわけですから、しっかり管理されてないと通報というか、苦情も多く出てくる可能性がありますよね。

先ほど30年間、農地としての状態を保全する義務があるというふうに答弁されましたが、例えば、作付は行わず、草生え等も管理していると。いつでも作物が作れる状態にさえしておけば生産緑地というのは認められるんですか。

生産緑地というのは、言いますけど、税制上、固定資産税とか相続税でかなり優遇されておりますよね。その辺りの基準がはっきりしなければ、他の住民さんから、税金逃れだとか、そういうクレームも出るんじゃないかと思うんですが、そういった判断基準というんですかね、そういうのはあるんです。

議長（成田義之君）

鈴木課長、答弁。

都市計画課長（鈴木雅貴君）

雑草の繁茂等で、明らかに耕作放棄の状態というふうにこちらのほうが判断できれば、指導の対象としております。ただ、作物を特に作っていないなくても、速やかに耕作の用に供することができるような状態であれば問題はないということで認識しております。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

その件に関してはまた後でお話ししますが、最後ですね、文書を送っても改善されない場合の対応をお聞きします。

議長（成田義之君）

鈴木課長、答弁。

都市計画課長（鈴木雅貴君）

改善がなされない場合、課税の地目が雑種地等として取り扱われる可能性がございます。また、生産緑地である以上、建築行為の制限というのは引き続き継続がされますので、農地以外での活用というのはできない土地のままということになります。

以上です。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

また、税金も含めて後ほどお話しさせていただきますので、次、お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、④の質問に対し、酒井税務課長、答弁。

税務課長（酒井雄一郎君）

税務課、酒井です。

④の御質問についてお答えいたします。

雑草や雑木が盛んに生い茂る管理不全の空地で、固定資産税の課税地目が現在「宅地」又は駐車場等の「雑種地」として課税しているものについては、固定資産の評価額や税額が更に変更となることはございません。

一方で、農地については、一時的に耕作されていないものを除き、長期にわたり耕作されずに管理されていないもので、今後も耕作の再開が難しいと認められるものについては、課税地目を変更することになります。

その場合、所管課とし連携し、納税者の土地の現在の利用状況、今後の利用方法、いつまでに耕作を再開されるかなどについての御意見を確認しながら、課税の公平性の観点から、現況に即した課税地目の認定を行うべきものと考えます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

それでは、まず私、冒頭で申し上げました農地法改正による遊休農地の課税についてでございますが、これは通常の農地の固定資産税がいわゆるペナルティとして1.8倍に上がるというも

のなのですが、もともと農地の評価単価というのは安くて、例えば、春日地区で申しますと、100坪の農地であれば固定資産税というのは約500円弱、四百幾らかです。ただみたいなものです。1.8倍にペナルティを食らったとしても大して大きな効果はないと、そんなふうに思います。

今の答弁で、本市は、農地として耕作再開できる状況ではないという荒廃農地に関しては課税地目を変更すると言われましたが、令和6年7月の農業委員会の議事録をちょっと拝見させていただきましたが、当局はこんなこと言われております。「毎年、農地パトロールの結果を固定資産税係と共有し、あまりにも管理がひどい場合、雑種地扱いにするという方法はありますが、絶対にできる体制にはなっておりません。そういう実績も当局の知る限りはここ数年はないと」、こんなふうに発言されております。

実際のところはどうなんですか。雑種地扱いにするという文書は出していますが、そういう警告だけで、実績はあるんですか。

議長（成田義之君）

酒井課長。

税務課長（酒井雄一郎君）

ここ数年で4年間ですが、1件、雑種地として課税したものがございます。

以上です。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

過去4年で1件あることはあるけど、ほとんど実績がないと、そういうことですね。

私も住民の方からよく聞かれるんです。手書き手紙をもらいましたということで、大分以前に固定資産税について税務課でちょっと調べていただいたことがありまして、少しだけ紹介させていただきます。

農地から雑種地に課税地目に変更された場合、例えば、先ほど春日地区の場合を申し上げましたけど、市街化調整区域内の農地が雑種地として課税された場合、固定資産税は約158万円になります。また、市街化地域の畑から雑種地として課税された場合は約2.1倍、そして、生産緑地から市街化区域の畑として課税された場合は187倍、そして何と生産緑地から雑種地として課税された場合は約397倍になります。これはどのぐらいかと言いますと、先ほど春日地区

の100坪の農地の固定資産税は約500円弱と言いました。100坪の生産緑地だと、生産緑地というのは農地と同じ固定資産税ですので、生産緑地の場合は市街化区域になりますので、都市計画税も含めても500円強です。これが392倍になるということは、固定資産税が約20万円まで上がるということになります。先ほど生産緑地のところで、税制上かなり優遇されていると言ったのはそういうことでもあります。

このように、農地として利用されていないのに低い税負担のままというのは、税の公平性の観点からも、真面目に本当に農業されている人との間に不公平が生じると、そのように思います。税務課も手紙を出して、この状態が継続するようであれば雑種地評価としますという脅しじゃないですけど、注意事項だけで、なかなか固定資産税を上げることができないというのは何か理由があるんですか、お聞きします。

議長（成田義之君）

酒井課長。

税務課長（酒井雄一郎君）

理由といたしましては、特に農用地区域では農地転用が難しいということが挙げられます。その土地を維持管理することによって、本来の利用目的に基づき、安定して長期的に税を課税させていただくことが固定資産税の目的として望ましいと考え、毎年12月に行っております現地調査の結果、耕作されていないと判断されるものについては、対象地の土地所有者に対して、毎年4月に発送します固定資産税の納税通知書と共に適正管理通知といったものを発することによって、本来の土地の利用の目的である農地として利用を促すことに重点を置いてきたためです。

以上でございます。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

こういった問題も最後の条例のところで関わってくると思いますので、次、お願いいたします。

議長（成田義之君）

最後に、⑤の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

⑤について御答弁申し上げます。

本市の現状においては、管理不全の雑種地・宅地に対する通報件数は減少しているため、条例制定につきましては、今後の状況を注視して対応してまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

分かりました。

これまで産業課、生活環境課、都市計画課、更に税務課と、それぞれに管理不全土地の対応についてお聞きしてきましたが、このように同じ土地であっても用途により所管が違い、市民にとってはどこに相談したらいいか分からないと思います。私はね、条例を制定しまして、窓口を一本化し、必要に応じて各課と連携を取るのが望ましいというふうに思います。

それと、管理不全土地に対するこれまでの各所管の対応を今までお聞きしますと、どういう状態になっているのが管理不全だというような明確な判断基準が無く、各所管とも対応に苦慮されているなというような感じを受けました。条例があれば時間やコストの面でも効率的に対応できるのではないかと、そんなふうに思います。

冒頭に述べました土地基本法第7条では、土地所有者の責務とともに、各自治体に対しても責任を求めています。この土地基本法では具体的な行政措置は明記されておませんが、各自治体レベルで管理不全土地に対する条例の整備を進める流れに全国的になってきております。

本市は、空家対策についても国の空家特措法に基づいて対応しており、独自の空家条例は制定されておられません。今後の本市においても、このように空地・空家は確実に増えてくることが予想されるため、この空地対策については、空家対策と併せて条例に規定することは私は有効だと思います。再度、市民環境部長としての見解をお聞きします。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

まず、空地条例の現状について申しますと、先ほど質問でございました国交省の全国アンケート調査でございますが、全国1,741自治体あるわけございまして、そこから回答があった自治体が1,663自治体ございますが、そのうち条例がない自治体は1,180自治体、率にして71%の自治体において条例が制定されていない状況でございます。本市もその自治体の一

つになります。

また、同じアンケート調査において、空地等条例の課題としまして、これはちょっと少ないんですが、440自治体が回答されておりますが、重複回答にもなりますが、所有者の規範が低いというのが62%、空地等の所有者の協力を得られないが58.9%、所有者やその所在が不明、遠方居住のため指導が困難49.3%となっております。これらの回答について少し思うことは、いわゆる条例を制定してもその効果が果たして発揮できるかどうか、若しくは、そうした課題があるので、条例制定ということが難しいのかというふうにも聞こえるふうに捉えております。

しかしながら、こういう状況はあるんですが、市民環境部としては条例制定の必要性について決して否定するというものではございません。なぜなら、条例を制定することで環境保全の維持向上や抑制になり得ることが期待されるということもあると思います。ただし、条例制定に当たって大切なことがあります。それは先ほど富田議員がおっしゃったように、どういう形の条例にするか。例えば、条例制定をする中身もしかりなんですが、先ほどの空家、農地などを含めたものにするかなど、本市にふさわしい条例づくりが重要だというふうに捉えておるところでございます。

また、条例の中身について指導、勧告、立入調査等、こういうことは私はマストだというふうに感じておりますが、罰則や代執行まで踏み込むか否かについては、しっかり議論する必要があるというふうに思っております。

また、大事なのは、条例遂行にするためには、運用面をしっかりと固めるということが大切だと思っております。何をどこまで対応すれば勧告・命令等ができるかなどの基準を明確にしておく必要があります。こうした条例の中身や運用については日頃より調査研究をしながら、条例制定する場合に備えて準備を怠らないようにしておくことが必要だというふうに思っております。

ただ、冒頭で申し上げたように、現状においては、先ほどの答弁のとおり、今後の動向を注意して適時対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

富田議員。

7番議員（富田雄二君）

ありがとうございました。ぜひ、今後の検討を期待しております。

最後に、冒頭で、私、国交省が発表した空地の適正管理及び利活用に関するガイドラインとい

うのを少し紹介させていただきましたが、少子高齢化とか人口減少、これは本市においてもますます顕著になってきております。

そんな中で本市の未来を考えた場合、私は、土地というのは、やはり所有者は違っても清須市の財産だと思っております。今後ますます空家、空地が増えていく中で、その財産をどういうふうに運用していくのか、またどう利活用していくのか。また、清須市のまちづくりにどう結びつけていくのかが問われるところであります。

私の住む春日の2地区というのは、企業誘致対象地区というふうに位置付けられておりますが、最近、企業誘致も全く進んでおらず、管理不全土地も多く、地区内にあるちびっこ広場なんかは草生えもひどく、子どもたちが立ち入ることもできません。

また、2地区の中の1地区のバイパス東の対象地区では放置車両も多く、側溝だとか用水、それから道路の舗装がされてないとか、空地、そこら辺の草生えもひどく、本当に不法投棄の無法地帯になっております。今後本当にどうなっていくのか、私としては全く見えてきません。こうした地域の課題解決や地域の活性化のためには、本市で言うならば、企画部が主体となって企業誘致、そしてまた空地の利活用に結びつけて、今後のまちづくりに生かしていただきたいと、そういうふうに強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田義之君）

以上で、富田議員の質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩とさせていただきます。

（ 時に午前10時41分 休憩 ）

（ 時に午前10時55分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

つぎに、岡山議員の質問を受けます。

岡山議員。

< 13番議員（岡山克彦君）登壇 >

13番議員（岡山克彦君）

議席番号13番、清政会、岡山克彦です。

議長の許可をいただいて、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

私のほうから2点、1、河川改修事業について。

新川・五条川の流域は、人口や主要な交通網が集中しており、ひとたび大きな浸水被害が発生すると、その影響は当該地域にとどまらず、社会的にも大きなダメージとなるおそれがあることから、重点的な治水対策が必要な地域であります。東海豪雨で甚大な浸水被害を受けた新川においては、河川激甚災害対策特別緊急事業や流域対策緊急5か年計画の実施により、新川本川の治水安全度は一定の基準に達したものの、流域全体としては十分な安全度に達しているとは言えない状況にあります。

本市においても、内水氾濫対策として排水ポンプ場の能力アップ、耐震強化、貯水池の整備等の施策を実施していますが、近年の異常気象により災害が激甚化、また頻発化しており、豪雨災害がいつどこで起きてもおかしくない状況になっています。

東海豪雨から25年が経過しましたが、まだまだ治水対策は必要であり、災害の記憶や経験を風化させることなく豪雨災害に備え、河川改修事業を進めていただけるように期待しております。

そこで、以下のことについて伺います。

①五条川、水場川の河川改修事業について

②水路改修について

③側溝整備について

2、道路維持修繕について。

道路は、市内の経済活動や市民の生活を支えるインフラ設備として重要な役割を担っています。その中で、道路舗装は平常時における安心・安全な道路交通を支えるとともに、緊急時における安全な搬送を実現するなど重要かつ多様な役割を有しており、道路舗装のサービス水準を維持することが道路管理者の責務であると思います。

本市では、老朽化が進んだ道路舗装の補修を計画的に実施するため、路面性状調査を行い、その結果に基づき、道路舗装維持修繕を行っていると聞いています。しかしながら、計画どおり進んでいるとは思えません。また、道路舗装以外にも整備や新設改良が必要な道路があると考え、以下のことについて伺います。

①道路舗装工事の計画に対する進捗状況と今後の計画について

②道路新設改良事業の進捗状況と今後の計画について

③舗装修繕の基準について

以上、御答弁よろしく申し上げます。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

土木課長の前田です。

①についてお答えさせていただきます。

五条川の整備につきまして、河川管理者である愛知県により、河川整備計画に基づいて、下流から順次整備を進めております。

現在の進捗状況は、名鉄名古屋本線の下流まで改修が完了しており、今年度は名鉄名古屋本線の上流、船舩橋から長者橋の区間において、護岸整備などを実施すると聞いております。

加えて、河川の狭窄部となっている名鉄名古屋本線橋梁、清洲橋の架け替え事業、また下之郷堰の撤去事業については、順次事業を進めていると聞いております。

つぎに、水場川の整備につきまして、五条川と同様に、管理者である愛知県により、河川整備計画に基づいて、下流から順次整備を進めております。

現在の進捗状況について、新川合流点から名古屋市内の区間は改修が完了しており、清須市内においては、令和3年度に白弓橋の架け替えが完了し、引き続き、令和5年度から白鳥橋の架け替え工事、右岸側の調節池の工事に着手しており、今年度は白鳥橋の橋桁架設工事、調節池の護岸工事などを実施する予定と聞いております。

本市としましては、安全で安心して暮らせるまちをつくるために、最重要課題である治水対策について、引き続き、河川管理者である愛知県と連携を強化し、早期整備に向けて積極的に働きかけてまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

ありがとうございます。

まず、五条川について、下之郷堰の撤去に向けた現在の状況はいかがですか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

今年度、五条川からの取水ポンプの運転確認及び正常に農業用水が排水できるかを確認しております。その後、確認が完了した後に、宮田用水への移管協議及び手続を進めていくと聞いております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

この計画は3年ほど遅れています。できるだけ早急な対応をお願いいたします。

また、春日橋架け替えに伴う交差点改良の進捗状況はいかかなものでしょう。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

春日橋の架け替えにつきましては、令和2年度から春日橋を含めた前後区間の道路計画の検討に着手しております。昨年度からは現地の測量及び設計を実施しておると聞いております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

皆さんも御存じのとおり、春日橋は築50年以上経過しまして、大変老朽化しています。架け替えは絶対必要なんです。それに伴う交差点改良には、県もそうですけど、地元の理解をしていただくことを旨をお願いして、早急な対策を要望いたします。

引き続きまして、水場川についてお聞きします。

現在、白鳥橋架け替えと調整池整備が行われていますが、愛知県と北名古屋市の施工協議は行われていますか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

事業を実施する前には施工前に協議等は行っております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

着工後は協議されています。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

着工後につきましては情報共有はしてますけど、協議等は行っておりません。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

それで、堤防道路の高さが水場川について違うと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

北名古屋市側と堤防の高さが現在整備で違うということは市として認識しておりますので、来年度以降、高さの違いについては検討をして、道路整備と併せて実施していきたいと思えます。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

今の言葉で、北名古屋市、清須側の堤防道路の高さは同じ高さになると認識してもよろしいでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

現在、整備状況が違うということは認識しておりますので、高さは合わせていきたいと思えます。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

ありがとうございます。

今の状況からいって、河川だけではなく、交通量の流れも問題が出てきます。今後、定期的な協議をされる必要があるかと思えますけど、その辺どうでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

現在整備している北名古屋側と今、現況のままの清須市側、道路形態が若干違うところはございますので、現状を見させていただいて、交通量を鑑みて舗装構成等を検討して、今後改修していきたいと思えます。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、1の②へ行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

②についてお答えさせていただきます。

水路改修の進め方は、経年劣化による欠落、破損が見られ、排水障害を侵しているものを調査し、改修していきます。

暗渠（きょ）化については、市街化区域内で住居が立ち並んでおり、かつ、道路幅員が狭いので、通行に支障がある箇所を優先し、道路幅を拡充することにより、安全な歩行者通行を図っていきます。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

お金のかかることですが、なるべく早急に暗渠（きょ）化をよろしく願います。

それと、夏になると水路敷に草が生えて通行の妨げとなり、虫も大量に発生しています。また、悪臭もすることから、このようなオープン水路を改修する計画はありますか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

現在、オープン水路の改修は、西田中地区と小田井地区を整備しております。令和9年度に西田中・小田井地区の整備が完了する予定ですので、それ以降につきましては、市街化区域内のオープン水路を、箇所を決めて施工していく予定でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

ぜひとも早急によろしく願います。

次、1の③へ行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、1の③の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

③についてお答えさせていただきます。

現在、市内では布設当初から長い年月がたち、いまだに蓋かけなどの改良をされていない箇所が多く、破損や排水不良など老朽化が進んでいます。また、排水構造物が設置されていない道路も多くあります。側溝の整備につきましては、現状、老朽化等による維持修繕が主な内容となっております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

市街化区域内でも、側溝が整備されていない所や、また狭い道路にもかかわらず蓋をかけることができないU字溝がたくさんあります。これらを改修する計画はありますか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

先ほどお話しさせていただきましたように、基本的に、老朽化等による修繕を主に今現状は行っている状態でございますが、今後、地元要望等、現場とも確認をして検討していきたいと思えます。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

ありがとうございます。

限られた予算の中で施工は大変難しいと思いますけど、ぜひとも前向きに取り組んでください。

そしたら、大きい2の①へお願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の①の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

2の①についてお答えさせていただきます。

現在、道路の舗装につきましては、一級・二級市道は5年サイクル、その他市道は10年サイクルで点検を実施しています。

市道の管理延長は約361キロメートルあり、診断結果で修繕段階に来ている道路の延長が約189キロメートルで、年間予算の範囲内で実施していきます。

今後の計画につきましては、点検結果により、5年間の修繕計画を策定しております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

この中で、一級、二級、その他の市道ってありましたけど、舗装路盤工事に違いはありますか。  
議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

現在、市のほうで舗装の基準につきまして、幅員が6メートル以上の道路、また幅員が6メートル未満、あと、センターラインがない道路等で一応区分は分けておりますが、道路の現状を見させていただきまして、舗装の状態が悪い所につきましては、安定処理等路盤改良をして、未装地とか、その辺は検討していっておる状況でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

今のお話だと、一級、二級、その他で路盤工事自体は一緒なんだけど、場所に応じて変えていくという格好ですね。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

特段一級だからこういう舗装だ、二級だからこういう舗装だという管理は今のところしていない状態で、現場に合わせて実施はさせていただいております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

ありがとうございます。

それでは、毎年、各地区の推進委員から、例えば、道路改良関係の要望書とかがありますが、その件数と処理数、分かったら昨年度のやつでも結構です。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

地元からの要望書の提出があった件数ですけど、令和6年度が34件、令和7年度が7月末までで12件あります。そのうち処理した件数が、令和6年度が34件中18件で、令和7年度が12件中7件です。そのうち道路の舗装の要望があったのが令和6年度で4件、令和7年度で2件で、処理件数は、令和6年度が4件中2件、令和7年度が2件中1件になっております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

ありがとうございます。

道路舗装関係の今の要望書関係については分かりましたけど、割合、パーセンテージだと若干少ないような気がしますので、引き続き、改良のほうをよろしく願いいたします。

つぎに、2の②へ行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、2の②の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

2の②についてお答えさせていただきます。

道路新設改良事業として実施しているのは2路線あり、市道西田中蓮池線と市道流新田1号線です。

市道西田中蓮池線は、平成29年度から事業を実施しており、水路及び側溝を入替えをして、歩道整備を行っています。進捗率は約75%です。

市道流新田1号線は、平成26年度から事業を実施しており、水場川改修事業による市道の位置変更の整備になります。進捗率は15.8%です。

今後の計画につきましては、2路線とも令和9年度の完了を予定しております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

ありがとうございます。

2の③へお願いいたします。

議長（成田義之君）

最後に、2の③の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

2の③についてお答えさせていただきます。

本市における基準は、ひび割れ率やわだち掘れ量などから求められる維持管理指数が、基準以下の値を示す路線を修繕が必要であると位置付けております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

舗装にできた穴ですね、また、クラックが入ったりして、部分的に悪い所についての修繕はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

現在、舗装の陥没やクラックなど、スマレポなどで通報があった件数が令和6年度で50件、令和7年度が現在で17件あり、こちらの修繕につきましては、現場作業員で修繕を現在実施しております。

また、現場作業員で対応できない箇所もございますので、その辺については業者に依頼をして修繕をしております。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

今のスマレポ関係のやつですね、これは確かに私のほうのところでもいろいろ聞いていますと、連絡があってから2日とか3日でやってもらっているという格好で、これは非常にありがたい。これは令和6年50件のうち全てがやられたんですかね。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

大規模改修が必要な所につきましては、やはり舗装全体を解除するという工事で実施していきますので、現場作業員とか部分修繕で対応できる部分については対応させていただいて、大規模改修が必要な所につきましては、翌年、予算措置をしてから実施していく予定でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

岡山議員。

13番議員（岡山克彦君）

了解です。

道路は安全に生活する道で、本当に少人数で大変御尽力をされているのは分かります。最後に現場への最終確認、これを必ず心がけて進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（成田義之君）

以上で、岡山議員の質問を終わります。

つぎに、林議員の質問を受けます。

林議員。

< 14番議員（林真子君）登壇 >

14番議員（林真子君）

議席14番、公明党、林真子でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私の質問は大きく2件でございます。

1、学校現場における選定療養費の補助制度について。

学校現場において、児童・生徒が急病や事故により救急搬送される事例は少なくありません。こうした場合、搬送先が大病院であることにより「選定療養費」が発生するケースがあります。これは保護者にとって予期せぬ経済的負担となり、特に生活困窮世帯にとっては深刻な課題です。

選定療養費とは、患者が特定の医療機関や診療形態を選択した場合に発生する保険外費用であり、大病院の初診・再診時などに徴収されることがあります。しかし、学校からの救急搬送は本人や保護者による選択ではなく、緊急性や輸送体制の都合によるものです。にもかかわらず、選定療養費が発生することは制度上の不整合とも言えます。

現在、市が選定療養費を補助する制度は全国的にも事例は多くありませんが、水戸市が、学校などで救急車を呼んで保護者が選定療養費を徴収された場合、全額を補助する制度を本年7月に創設し、話題となりました。愛知県では、豊橋市が同様の助成制度を運用しています。

子どもたちの命を守るための救急搬送が保護者にとって経済的な不安要素とならないよう、本市でもぜひ制度を創設していただきたく、現状と課題について伺います。

①市内の学校における救急搬送件数と選定療養費の発生状況について

②補助制度創設について

2、地域連携型の防災教育の推進について。

本年は市制20周年、そして東海豪雨から25年という非常に意義深い年であり、様々な関連行事が行われているところです。特に防災教育の観点から、東海豪雨を子どもたちに語り継いでいく取組は継続して行われており、学校や地域の取組は高く評価できるものであると考えます。

近年、南海トラフ地震などの大規模災害への備えは喫緊の課題であり、特に学校現場における危機管理体制の強化は重要です。災害時に児童・生徒の命を守るためには、教職員だけでなく、地域・保護者・専門家が連携した「地域連携型の防災教育」が不可欠であると考えます。

先進的な事例として、防災士や大学教授による学校向け講演会の実施、学校版タイムラインの作成、地域住民との合同避難訓練の実施など、学校教育に地域の知見と力を取り込むことで、実効性の高い防災教育を実現しています。

本市においても、東海豪雨を語り継ぐイベントのように地域との連携で防災教育が進められている事例がありますが、まだ十分ではないと考えます。

そこで、以下、伺います。

①学校版タイムラインの作成状況と今後の支援の在り方について

②防災士・専門家による授業・講演の制度化について

③地域合同避難訓練の実施に向けた体制整備について

以上、御答弁をよろしく願いいたします。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校教育課長の瀬尾です。

1の①の質問にお答えします。

市立小・中学校の令和6年度の救急搬送は23件です。選定療養費の発生件数は4件です。  
以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございました。

まず、救急搬送についてなんですけれども、誰がどのように判断をされ、また、児童の保護者とはどのように連携を取られているのかお聞きします。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

まず、第1発見者が発生した事態や状況の把握、傷病者の症状の確認をし、状況に応じ119番通報をし、管理職に報告をいたします。報告を受けた管理職が家庭への連絡をします。  
以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。

管理職が家庭への連絡をされるということですが、この質問にあります選定療養費なんですけれども、保護者の方に選定療養費が発生する可能性について確認はされているのでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

保護者の方には、一部の学校では説明をしています。今後、保護者の方に選定療養費が発生する可能性があるということを周知していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。

令和6年度には選定療養費が発生したのは4件ということだったんですが、この4件について保護者の方から何か相談などはあったのでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

この4件に関しましては、保護者からの相談、問合せはございません。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。

私、実はこの質問をさせていただいたのは、何年か前に私の地元の学校でお子さんが調子が悪くなって、病院に搬送された際に選定療養費を払ったというお母さんが、今年の7月に新聞とかネットのニュースで、水戸市がこれを補助するというのを見まして、清須市でもこういうことはできないのと。私、お金払ったけれど、その時とても何か複雑な思いがあったと、こういうお話があって、私、質問をさせていただいております。

では、次、お願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

1の②の質問にお答えします。

保護者の負担を軽減するという点と学校が救急搬送をためらわない環境をつくるという点では、有効な制度だと認識はしています。補助制度創設につきましては、他自治体の事例を参考に研究していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。

有効な制度だと認識しておられるという御答弁だったんですけれども、この制度を創設するに当たって、何か課題があると考えていらっしゃるのかどうかお聞かせください。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

この制度自体が他の自治体でもまだあまり取組が進んでおりませんので、そのことも含めて、他自治体の事例を研究してまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございました。

先進事例もあまりないということは私も知っております。ですが、この制度設計にしても、かかる費用にしても、そんなにかかるものではないんですね。そういうことで、私、先進事例について調べさせていただきましたので、ちょっとお話をさせていただきたいんですけれども、まず豊橋市なんですけれども、学校等の管理下、学校以外でも学校が管理している下で、児童生徒がけがをして緊急搬送された際に、保護者が支払った選定療養費を助成する制度を令和5年度より開始しています。申請に当たっては学校から証明書を受け取って、医療機関の領収書と共に教育委員会へ提出することで支給が受けられる仕組みです。

令和5年度の申請件数は8件、そして助成額は1件当たり平均7,700円とされています。この利用者の方からは、突然の出費に不安であったが、制度のおかげで安心できた。また、学校が迅速に対応してくれたことに加えて、経済的な支援があったことで感謝していると、このような声が寄せられており、制度の有効性が現場でも実感されているということです。

一方、水戸市なんですけれども、水戸市では、学校が救急車を要請したにもかかわらず、医療機関で緊急性が認められず選定療養費が徴収された場合、その費用を全額補助する制度を令和7年7月から導入をしています。この制度創設の背景には、令和6年1月から2月に市内小・中学校で発生した2の徴収事例があって、教職員のためらいや保護者とのトラブル、こうしたこと

を防ぐ目的で制度化をされています。こちらの教育現場からは、救急要請の判断に迷いが無くなった。また、保護者との信頼関係を保つ上でも制度の存在は大きいといった声が上がっていて、制度導入による安心感の向上が報告されているということです。こうした制度は、児童生徒の命と健康を守るためだけではなくて、教育現場の安心感、そして保護者の経済的負担軽減にもつながる重要な施策です。

このように先進事例について私のほうで報告させていただきました。今後また研究されるということですが、私はこの制度とこの話を聞いた時に、非常に清須市にぴったり合った制度だなと思いました。件数もそんなに多くないですし、清須市は子育てに非常に力を入れるんだと、こういうことで市長も力を入れておられるということなので、この制度は本市に非常に向いている制度だと思います。ですので、本市においても、この制度の創設に向けて教育委員会また医療機関との連携を図りながら、この申請手続の簡素化、また周知方法も含めた具体的な検討を進めていただきますように強くお願いを申し上げて、この質問を終わります。

では、つぎをお願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校教育課長の瀬尾です。

2の①の質問にお答えします。

市立小・中学校では、災害が予想される場合には、学校の危機管理マニュアルに沿って行動をしています。学校版タイムラインの作成については、事前の危機管理として有効と認識していますので、学校と協議をしていきたいと考えています。また、教員に対してタイムライン作成の研修を実施しています。今後も、研修を通じて支援をしていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

林です。ありがとうございます。

今のお話だったんですけれども、教員の皆さんに対する研修で、この対象と内容と開催頻度について、よろしくをお願いいたします。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

市教育委員会では、学校安全研修として年1回実施しております。対象は、校長、教頭、校務主任、学校安全担当です。内容は、令和5年度は、宮城教育大学防災教育研修機構の方を講師に迎え、実践的な学校防災の取組に向けて、令和6度は、愛知県建設局河川課の方にマイタイムラインをつくろう、令和7年度は、清須市危機管理課防災管に学校の防災・防犯訓練について、この内容で研修を実施しました。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。

しっかり研修をされているということで理解しました。

また、学校ごとにそれぞれ違ったタイムラインを作成していくわけですがけれども、学校というのはいろんな地理条件の下、建てられていますので、そのハザードですね、リスクをしっかりと知ってタイムラインを作らないといけないんですけれども、このハザードマップをしっかりと確認することが必要と考えますけれども、どのように今後対応されますでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校版タイムラインを作成する場合、まずはじめに、気象災害に関する基礎知識の習得が必要です。そのためには、ハザードマップを確認し、地域の災害リスクや学区内の地理的状況、避難場所、避難所の位置等を把握することが重要です。今後の研修等で、ハザードマップについても、知識を深めるような内容を盛り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。

過去に各地で災害が起きた際にも、ほぼハザードマップどおりだったというような結果が出ておりますので、ハザードマップをまずしっかり皆さんに学んでいただくことが大事かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そして、タイムラインを作成していただくんですけども、今度はタイムラインに沿った訓練というのが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

タイムラインは、作成しただけでは不十分です。実際に避難訓練を行い、計画どおりに行動できるかどうかを確認することが大切だと認識をしています。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

今、認識はしていただいているようですので、学校ごとにタイムラインをまず作っていただいて、目に見える形で皆さんが共有していただきながら、訓練にも、そこを取り入れながらの訓練をぜひお願いしたいと思っております。

では、次、お願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

2の②の質問にお答えします。

一部の学校では、専門家による授業を毎年実施しております。今後は、全ての学校に防災士等を紹介するなどしてまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

今、一部の学校では専門家による授業を実施しておられるそうなんですけれども、どのような講師の方で、どのような内容で実施されているのかお聞かせください。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

西枇杷島警察署の方が講師で不審者侵入時の対応、西春日井消防組合の方に火災発生時の対応、日本赤十字社の方にダンボールベッドの体験、防災すごろくを実施しました。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。

いろいろな方をお願いしながら、こうした授業でやっておられるそうなんですけれども、全ての市内の学校でこうした授業を行っていくとすると、どのような課題があるのでしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

各学校の防災教育のテーマに合った講師の選定、講師との日程調整などが課題となります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。

いろいろ大変だと思いますけれども、ぜひ全学校でこれができるようにお願いしたいと思います。

では、次、お願いいたします。

議長（成田義之君）

最後に、2の③の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

2の③の質問にお答えします。

様々な場面を想定した実践的な避難訓練や防災訓練を始め、地域の防災活動に児童・生徒が積極的に参加することによって、将来、地域の防災意識の向上や防災力の高い地域づくりに寄与していく、という意義も担っているため、防災に関する意識向上を図ってまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

今、御答弁をいただきましたけれども、危機管理部の方にもぜひお聞きしたいんですけれども、地域と学校が連携して防災教育を進めていく上で必要なことなど、防災を担当するお立場から何かあれば教えてください。

議長（成田義之君）

舟橋危機管理課長。

危機管理部次長兼危機管理課長（舟橋監司君）

危機管理課長の舟橋です。

地域と学校が連携して防災教育を進めていく上で必要なこと、ということですが、例えば、地域の自主防災会などと児童・生徒が交流する機会というのを設けまして、まずは関係性をつくること、また、これをきっかけといたしまして、学校での交流にとどまらず、児童生徒が地域の自主防災訓練などへ参加することにつながっていけばと考えております。

その他といたしましては、国からの提言において、地域と学校の間に入り、両者の活動の支援や橋渡しをする人材の育成が挙げられております。本市といたしましても今後の課題であると捉えており、先進地の取組などを研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございました。

今やはり学校と地域を考えた場合に、ここをつなぐコーディネーターの役割というのが大事になってきますので、ぜひ、コーディネーターの育成についても進めていっていただきたいと思い

ます。

そしてまた、もう一度、学校教育のほうにお聞きしますけれども、いろんな地域と学校の連携は考えられると思うんですけども、今、学校で現在行われている避難訓練に地域の方やボランティアが参画することは可能でしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校教育長の瀬尾です。

現在、学校で実施している避難訓練は、学校で活動中に災害が発生したことを想定しています。参加することが可能かどうか研究してまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。

他市の事例ですと、学校で行われている避難訓練の中に地域の一定の方が学校に来て参加しているということもあるようですので、ぜひ、これも実施が可能かどうか考えていただきたいと思います。

逆に、先ほど危機管理のほうからもお話があったんですけども、地域で毎年防災訓練、避難訓練が行われていますけれども、私の地元の地域を見ておりましても、ちょっと児童・生徒の方の参加は少ないのかなという感じがしております。児童・生徒の方が地域の防災訓練に参加ができるようにということを学校側として支援していただくことは可能でしょうか。

議長（成田義之君）

瀬尾課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校教育課長の瀬尾です。

地域の防災訓練への参加を、子どもたちへ呼びかけてもらうよう、学校へ情報提供していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございます。ぜひお願いします。

児童・生徒に参加していただくようになれば、おのずと地域のほうも、その中身についてもいろんなことを考えていかれるのではないかと思います。参加するほうも、していただくほうも、有意義な訓練になっていくのではないかなと思いますので、なかなか強制は難しいと思うんですけども、ぜひ、こうしたことが大事だということをお知らせしてほしいなと思います。

また、逆の側からしますと、ボランティアさんたちが主催で、各避難所の訓練ですとか、そういったところに子どもたちが参加しているようなこともあります。また、先般、名古屋のほうでは、防災キャンプとって、1泊で子どもたちが防災について学ぶキャンプをやったと、こうしたことも以前はおやじの会とかがやってたことがあるんですけど、最近ちょっと少なくなってきましたので、学校がするということではないんですけども、こうしたこともできていくといいのではないかなと考えますので、お願いしたいと思います。

最後に教育長に、地域と連携した防災教育の推進について、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（成田義之君）

天竺教育長。

教育長（天竺幸治君）

教育長、天竺でございます。

防災に限らずですけども、地域との連携というのは、子どもたちが広く社会に目を向ける機会としては大事だと思っています。

防災教育に関して申しますと、実は防災学習という特定の教科はございませんので、どうしても防災教育イコール避難訓練となりがちな傾向は確かにあります。そのため、よりバリエーションに富んだ学習活動にしていくためにも、授業日での教育活動中にはなるんですが、地域の方にお越しいただいて、より専門的なお話や体験をしたりとか、地域ならではの防災知識とか特性を学ぶというのはやはり大事だろうと思います。

また、反対にですね、おっしゃったように、地域の防災行事に子どもたちが積極的に参加していけるような方策はないか、啓発はどうかと、そういった点についても地域の方と共有をしたり

協議をしていくこともやはり大事だろうと思います。市内で防災とか防犯に関する安全基準がございますので、そういった折には話題にしていきたいと思います。

以上でございます。

議長（成田義之君）

林議員。

14番議員（林真子君）

ありがとうございました。

ぜひ、いつ起こるかもしれない大災害、また毎年のように風水害の危機が叫ばれる中で、やっぱり子どもたちのまず命と安全を守るということは大事ですし、自ら守るということも大切ですので、防災教育、防災学習を充実していただきたいと要望させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田義之君）

以上で、林議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。

再開は午後1時30分といたしますので、よろしく願いをいたします。

（ 時に午前11時40分 休憩 ）

（ 時に午後1時30分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

つぎに、土本議員の質問を受けます。

土本議員。

< 4番議員（土本千亜紀君）登壇 >

4番議員（土本千亜紀君）

議席番号4番、公明党、土本千亜紀でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、大きく2点、質問をさせていただきます。

1、高齢者の日常生活の移動支援について。

少子高齢化の進行とともに、高齢者の移動手段の確保が地域福祉の重要な課題となっています。

特に、公共交通機関が十分に整備されていない地域や免許返納後の高齢者、一人暮らしの方々にとって、日常的な通院や買物、地域活動への参加が困難となるケースが増えています。高齢者が安心して外出できる環境を整えることは、健康維持や孤立防止、地域とのつながりの促進にもつながり、結果として介護予防や医療費の抑制にもつながると考えます。

こうした中、7月に行われた市長選挙で再選された永田市長は、公約の中で「高齢者の移動支援策としてタクシー助成制度の導入」を掲げられました。この施策は、移動に困難を抱える高齢者に対して、柔軟かつ実効性のある支援を提供するものであり、市民の期待も大きいと感じております。

そこで、このタクシー助成制度の具体化に向けて、市の考えを伺います。

- ①高齢者を取り巻く状況と課題について
- ②タクシー助成制度の現在の検討状況について
- ③地域のタクシー事業者との連携について
- ④他の移動支援との連携について

2、自転車ルール改正に伴う安全対策について。

自転車は、通勤・通学・買物・子どもの送迎など、日常生活に欠かせない移動手段として定着しています。特に本市は、交通アクセスのよさや住環境の充実により若い子育て世代の定住が進んでおり、自転車の利用頻度は年々高まっています。

一方で、自転車関連の交通事故も増加傾向にあり、歩行者との接触や交差点での衝突、生活道路での速度超過など、安全面での課題が懸念されています。こうした状況を受け、国は2026年に向けて道路交通法の大幅な改正を進めており、中でも次の3点が注目されます。

一つ目は、2026年4月から導入される「青切符制度」です。これは、信号無視やスマートフォン操作、歩道通行などの軽微な違反に対して反則金を課す制度で、16歳以上の自転車利用者が対象となります。

二つ目は、2026年5月までに施行される「自動車による自転車の追い越し時の安全距離・速度の義務化」です。

三つ目は、2026年9月に予定されている「生活道路での法定速度の引下げ」です。

これらの改正は、自転車利用者の安全を守ると同時に、交通ルールの明確化と意識改革を促す重要な制度であり、自治体としても積極的な対応が求められます。本市においても交通安全対策の強化と市民への啓発、そして、制度に即した支援策の充実が急務であると考えます。特に子育て

て世代や小・中学生、高齢者など日常的に自転車を利用する市民に対して、分かりやすく実効性のある施策を展開することが事故の未然防止と地域の安心につながると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

- ①自転車ルール改正に対する市の認識について
- ②市民への周知・啓発について
- ③学校との連携による交通安全教育について
- ④ヘルメット購入補助制度の拡充について

以上、御答弁よろしく願いいたします。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質問に対し、石田高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢福祉課長、石田です。

1の①についてお答えいたします。

2025年は団塊の世代と言われる方々が75歳を超え、本市でも後期高齢者数は増加の一途をたどっています。今後は要介護認定を受ける方や運転免許証を自主返納する方も増えると想定され、高齢者の足を支える施策の充実が課題であると認識しております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

2025年、たくさんの方の後期高齢者が増えていくと認識されていると、今、御答弁いただきましたけれども、こういった方が、順次、免許証も返納されていくと思うんですけども、今現在、直近で結構ですけども、どれくらいの方が免許の返納をされていますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

西枇杷島署管轄で把握している数になりますけれども、令和6年度で高齢者の方は190人と聞いております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

190人と結構な人数だなというふうに感じますけれども、今、返納された人数の方については、どのように高齢福祉課のほうとしては分析をされていますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田課長

高齢福祉課長（石田嘉子君）

免許証の返納者が近年少しずつ増加しております。今後、後期高齢者数が増加することから、更に増加していくものと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

2024年度から2026年度までの3か年を計画期間とする高齢者福祉計画を作成するに当たり、介護予防、日常生活、圏域ニーズ調査をされていまして、移動支援についてもアンケートを取られているわけですが、移動支援については日頃から市民の方からも直接たくさん声をお聞きすることもありまして、特に一人暮らしの方や交通弱者の高齢者が通院とか、また買物に困っているというような声に対しては、アンケート結果もそうですけれども、どのように課長としてはこの声を捉えていますか、教えていただけますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のアンケート調査においても、市の高齢者施策について望むことという問いに対しまして、最も多かったものが、交通手段の整備など、高齢者の足の確保を図るという項目でありました。一人暮らし高齢者だけでなく、加齢により心身の状態が低下した方々にとって、通院や買物のための移動手段が、日常生活の中で大きな問題になっており、課題解決への要望が高いことは承知しております。

また、住んでいる地域によっても移動手段の問題はそれぞれ異なり、市民の方にとって利便性の高い移動手段が必要であると認識しております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

こういった交通弱者と呼ばれる方が安心して外出できる環境を整えるということは、ただ移動支援をするということにとどまらずに、地域全体の活力やつながりを育む基礎となると私は思うんですけれども、今回、皆さんの声をぜひ反映される制度づくりをぜひお願いしたいなと思っています。

今現在分かる範囲で結構ですので、検討状況をお聞きしたいと思いますので、②の質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質問に対し、石田高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

1の②についてお答えいたします。

現在、令和8年度からの事業実施に向けて、他自治体の制度などを参考に、清須市の現状に合わせた制度内容を検討しております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

今、課長のほうから、令和8年度から事業実施に向けてということで御答弁いただきました。来年度になりますので、時間もあるわけでもありませんけれども、また、他の自治体の制度などをしっかり参考にさせていただきながら、実情に合った制度づくりをお願いしたいと思います。

課長がなかなかこれ以上答えていただくのは難しいかなと思うところもありますので、後ほど最後のところで、永田市長に詳しくお聞きしたいと思いますので、③の質問をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の③の質問に対し、石田高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

③番についてお答えいたします。

事業実施に向けて、助成や運用方法については、地域のタクシー事業者との密な連携が必要だと考えております。高齢者の方が利用しやすいような制度となるよう検討してまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

今、高齢者の方が利用しやすいような制度ということでお答えいただきましたけれども、今、利用しやすいようにということ考えていることなどありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

現状では具体的に決まっておりませんが、既に助成制度を実施しております本市の障がい者のタクシー助成制度や他自治体の制度を参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

既に障がいをお持ちの方のタクシー助成制度があるので、ぜひ、それを参考にさせていただきたいなと思いますし、また以前質問させていただいた中で、実際にタクシー事業者の方からの要望という形で質問させていただいたこともあるんですけども、こういった事業者の方からは、このたびのタクシー助成制度については大変大きな期待をされているということでお話を聞くこともございます。ただ、タクシー事業者自体もそれぞれ課題とか問題をお持ちなようで、運転手の

不足など様々の問題を抱えている現状もあります。例えばですけれども、平日の午前中なんかは、電話しても30分、40分、多い時だと1時間ぐらいタクシーを待たないとお家まで来てくれな  
いか様々ありますし、予約をしないと乗せてもらえないという現状もありますけれども、そう  
いったことも含めて、事業者側の負担とか、また運営体制などを市として今、課題として捉えて  
いることはありますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

昨今の物価高ですとか人件費高騰、あと、人材不足などにより、タクシー事業者の方の経営が  
圧迫されているということについては認識しております。

既に本市で行っております障がい者の方向けのタクシー助成制度で契約をさせていただいてお  
ります事業者など、地域のタクシー事業者の協会とも連携をいたしまして、利用者や事業者の負  
担が少ないような形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

今後進めていく中で、せっかくこういった助成制度があるのに利用しにくいとかですね、そう  
いった声が出ないようにしっかりと進めていただきたいなと思います。

次の④の質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の④の質問に対し、石田高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

④についてお答えいたします。

本市の日中市内移動については、コミュニティバスであるあしがるバスの利用を促進し、高齢  
者タクシー助成については、曜日、時間、市内移動に制限無く利用できるような制度となるよう  
検討してまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

今現在、あしがるバスも先日は、100万人を達成しましたということでありましたけれども、少しずつ利用される方も、免許返納をされた方だったりとか、行く足がないので、あしがるバスを利用するという方も現状増えてきているのかなとも思いますので、あしがるバスとのすみ分けですね、タクシーばかり使うじゃなくて、あしがるバスもせっかくなので利用していただくようなすみ分けに対しては、今後、この制度を進めていくに当たっては、市民の方に周知をしていかなければいけないと思うんですけれども、これは、どのようにしていこうかなということでお考えられますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田課長。

高齢福祉課長（石田嘉子君）

このタクシー助成の対象となる高齢者の方につきましては、制度が周知されるように広報やホームページ、公式LINEなども活用できればと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

こういった新しい制度が始まりますよということを周知していくことも非常に大切だと思いますし、非常に皆さんからの期待の声も大きい事業でもありますので、たくさんの方に利用していただけるように工夫をしながら、また周知活動も行っていただきたいなと思っています。

もう少し具体的にお聞かせいただきたいなと思いますので、ここで永田市長に様々何点かお聞きしたいと思うんですけれども、今、課長の方からは、具体的にまだこれから検討するということで今、御答弁をいただいたんですけれども、今後どのような方向性で進めていこうとされているのか、現在の市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

議長（成田義之君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

このタクシー助成につきましては、選挙後すぐに担当のほうに準備に入るようにということで指示をしました。それで、担当のほうから答弁があり、今、実施に向けて準備をしているところなんですけれども、その内容については今まだ正に検討している段階ですので、今ここでお答えすることができなくて申し訳ないんですけども。

具体的には、正直どこで年齢を、線を引くのかとか、助成内容をどうするのかとか、申請方法をどうするのかとか、あと、決済の方法をどうするのかとか、いろいろ調整というか、調べなきゃなんことがありますけれども、その内容によって大きく予算が変わってきますので、予算との兼ね合いも含めて決断をせないかんというところで、今決まっておるのは所得制限は設けないというところまでは決めております。今申し上げたことについては、これから予算編成に向けて詰めていきますので、来年の当初予算には上程する予定をしておりますので、また3月議会で御審議賜りたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

選挙が終わったばかりですので、具体的にこうですというのは、まだこれから検討されていくということでしたので、また大いに期待をしておりますので、お願いします。

あと、お聞きしたいのが、今回、高齢者の移動支援についてお聞きをしているんですけども、既にこういったタクシー助成を行っている他の近隣市町があるんですけども、市町によって本当に対象がいろいろなんですけれども、高齢の方だけとか、障がいの方と高齢の方というのはいろいろあるんですけども、他の自治体の中には、妊産婦の方も、というふうに対象にしている自治体も実はあってですね、これも非常に対象としてはいいのかなというふうに思いまして、子育て世代が多く住んでいるという本市においては、高齢者だけではなくて対象を広げていただきたいという要望ですけども、こういった対象に対して要望をさせていただきたいなと思うんですけども、今後検討されていくと思うんですけども、その辺りもぜひ考えていただいて、幅広く検討をいただければと思います。

最後に、こういった移動支援だけではなく、この間の市長の所信表明じゃないですけども、高齢化が今後どんどん進んでいくと思うんですけども、介護予防や地域での支え合いなど、多方面での取組が、こういった高齢化に対して求められる時代となってくると思うんです。高齢化社会を迎える本市を移動支援も含めて、今後どのようにしていきたいのか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

議長（成田義之君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

妊産婦のことについては、今現在の検討の中には入っていないというのが現状です。

先ほどもお話ししましたが、どこで線で引くのかというのは本当に難しい話で、私も70歳になるんですが、高齢者といっても65歳以上の方でも車を運転できますし、80歳以上の方でも元気な方もおみえになりますので、どこで線を引くかというのが本当に悩ましいところなんです。高齢化の数字につきましては、今、高齢化率が若干下がっているという状況で、これは人口がほぼ横ばいという中で、高齢者の方の人数が少し減少してきているということで、一方で、75歳以上の後期高齢者の方の割合が随分高くなってきておりますので、介護予防も含めて、そちらのほうの対策もしっかりとしていかなきゃならんというふうに思ってます。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

高齢になっても気軽に外出できる環境というのは、介護予防や地域とのつながりを保つためにもとても大事なことだと思ってます。免許を返納された方とか一人暮らしの方が、安心して通院や買物に行けるような仕組みづくりというのは、これからも欠かせない視点だと考えています。

市長の公約でもありましたタクシー助成制度は、そういった声に応える大きな意味があると思いますので、外出すると楽しい気持ちになる、ということを思ってもらえるような清須市を目指していただければなというふうに思っていますので、そのことをお願いして、2の質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の①の質問に対し、杉原総務課長、答弁。

総務課長（杉原敏弘君）

総務課の杉原です。

2の①についてお答えします。

自転車運転中の携帯電話のながら運転などによる事故が増加傾向にあることから、これらの行為に対する罰則を強化することで、事故を未然に防ぐことを目的として、今回の改正が行われたものと認識しております。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

今回のルール改正で様々認識をされている点もありましたけれども、改正をされることによって市民の生活に影響が大きいとその中でも考えていることはどんな点か、お聞かせください。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

今までは、注意や指導であった違反が来年4月からは罰則が強化され、罰金が生じるため、金銭的な負担が大きくなります。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

今、課長がおっしゃられるとおりに、金銭的な負担が大きくなると思います。今回の改正によって、これらの制度が単なる罰則強化にもとどまらず、交通マナーの向上や事故防止につながるよう、今後どのように市民への周知・啓発をしていくのかお聞きをしたいと思いますので、②の質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の②の質問に対し、杉原総務課長、答弁。

総務課長（杉原敏弘君）

今回のルール改正は、自転車の交通違反の取締りに関する大きな制度変更であり、その内容をしっかり周知していくことが重要ですので、市の広報やホームページで周知を行うとともに、市の交通安全協会、西枇杷島警察署と協力して、各種イベントや交通安全運動などの際にしっかりと啓発を行ってまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

広報などを使ってしっかり周知をしていくということで今お答えをいただいたんですけども、広報は見る方もいると思いますけど、SNSを見ない高齢者の方や外国の方に対する周知・啓発についてはどのようなことを考えていますでしょうか。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

ヘルメットの補助に申請に訪れた方へのチラシの配布や各施設にチラシの配架をし、周知・啓発を行ってまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

今回改正されるということを御存じのない方も多いかと思いますので、残り期間、あと1年もあるかないかというところですけども、周知・啓発が大変重要なことだと思いますので、しっかりそのところをお願いしたいなと思ひまして、次の③の質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の③の質問に対し、杉原総務課長、答弁。

総務課長（杉原敏弘君）

③の質問についてお答えします。

毎年、小学3年生を対象に、全ての小学校で自転車の乗り方教室を西枇杷島警察署、交通安全協会の協力の下、開催し、交通安全教育を行っております。

また、昨年度より、春日中学校を除く3中学校では、夏休み期間中に部活動で通学をする際に自転車の利用が認められており、自転車通学をするに当たり、交通安全教育を行っております。しかしながら、全国的に中高生の自転車での事故が多いことから、関係機関と調整し、交通安全教育の対象を広げていきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

今回の改正で、青切符制度ということで改正されますけれども、16歳以上の方が対象となり、中学生の方は対象ではないですけれども、こうなってくると高校生が含まれるわけですけれども、市内には高校もありまして、自転車で通われる方も多くて、時間帯が集中すると多くの自転車の学生さんとも出会うこともありますけれども、しっかりこの辺りは対策をしていかないといけないというふうに思うんですけれども、こういった高校生に対してはどのように考えていますでしょうか。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

コロナ禍前までは新川高校で自転車通学者を対象とした交通安全の講話や自転車の乗り方教室などを行っていましたが、現在は行っていません。

今回の制度改正の対象は16歳以上ですので、関係機関と調整し、実施していきたいと考えています。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

違反すると今度はお金取られちゃうよ、ということもしっかりと高校生に伝えれば分かっていることだと思いますので、コロナ禍前は以前やっていたということでしたので、また今後しっかりそういった取組もお願いをしたいと思います。

学校でこういった連携をしていくということで今お答えいただいているんですけども、家庭とか、また地域の交通安全協会との連携も大事だとは思いますが、こちらについてはどのように進めていかれようと考えていますでしょうか。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

現在、愛知県において違反行為と反則金についての教材を製作しております。教材ができ次第、各家庭でも交通ルールの再確認ができるよう情報提供を行ってまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4番議員（土本千亜紀君）

自転車利用の多い小学生、中学生に対しては、学校との連携による交通安全教育の充実が本当に重要だと思います。教育現場との取組も併せて、家庭また地域でしっかりと早期啓発をお願いして、次の④の質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

最後に、2の④の質問に対し、杉原総務課長、答弁。

総務課長（杉原敏弘君）

④の質問についてお答えします。

現在ヘルメットの購入補助は、愛知県と協調して行っていることから、7歳から18歳までと65歳以上の方以外に対しては補助はありません。しかしながら、ヘルメットの着用は事故の際に人的被害の重大化の防止に有効であるとされていますので、今後の愛知県の動向を注視するとともに、他自治体の状況を踏まえ、研究してまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4 番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

今、課長のほうから、7歳以上の方、また65歳以上の方を対象に、ヘルメットの購入費の補助制度を実施していますということでありましたけれども、実際、お子さんとか高齢の方がヘルメットを買われた時の補助制度は現在ありますけれども、子育て世代の保護者の方とか、またその方が一緒に自転車に乗せられている幼児の方のヘルメットも対象とすることで、更なる安全対策にもつながると考えます。保育園、また幼稚園の送迎時に自転車を利用する保護者の方も多く、よくお見かけすることもあります。親子で安全意識向上のためにも、制度の拡充についても今後ぜひ考えていただきたいなと思っているんですけども、この辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（成田義之君）

杉原課長。

総務課長（杉原敏弘君）

ヘルメットをかぶることで、事故に遭った際には、やはり人的被害というのが軽減されますので、そちらについても必要性は十分承知しておりますので、今後、他自治体の状況を踏まえて検討や研究していきます。

以上です。

議長（成田義之君）

土本議員。

4 番議員（土本千亜紀君）

ありがとうございます。

自転車も今、皆さん電動乗ってみえて、自転車自身も高いですので、ヘルメットはやめておこなとか、やっぱり経済的なことも考えるとそんなに安いものでもありませんけれども、ぜひ何か少しでも補助があればなということ要望させていただきたいと思います。

あと、もう1点、市民の方からも聞かれることも多いんですけども、今、市内で購入したヘルメットのみ補助制度を利用できるんですけども、インターネットでの購入はできないの、ということでよく相談とかをいただくことも多いんですけども、実際、市内でお買物していただく方が地域の活性化になると思いますので、もちろんそっちの方がいいかなと思うんですけども、若い世代の方だとインターネットでよくお買物されたりする方なんかは、そういった補助も

してほしいという声もいただいておりますので、これはぜひまた要望としてお伝えしたいなと思います。

ヘルメットのこの助成制度ですけれども、全国的にやってらっしゃるところがありまして、名古屋市では、年齢制限を設けず全年齢対象、インターネットでの購入とか、また申請する際も市役所とかに出向くじゃなくて、電子申請という自治体中にはあるというところもあります。今現在のヘルメットの助成制度もありますので、なかなかすぐ拡充しますよということにはならないかもしれませんが、今後、こういった検討をまた1つ加えていただければなと思います。

自転車は、日々暮らしの中でも多くの方が利用する大切な移動手段だと思います。ルールが変わる今こそ、誰もが安心して使える環境づくりが求められます。子どもたちが安全に通学できる道、高齢者の方が安心して買物に出かけるまち、そんな清須市を目指して、できることから一歩ずつ進めていくことが大切です。

市民の皆さんの声に耳を傾けながら、共に安全で優しいまちづくりを進めていただきたいことを要望いたしまして、私からの質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田義之君）

以上で、土本議員の質問を終わります。

つぎに、飛永議員の質問を受けます。

飛永議員。

< 11番議員（飛永勝次君）登壇 >

11番議員（飛永勝次君）

11番、公明党、飛永勝次でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、はじめに、下水道事業について。

下水道整備は少子高齢化・人口減少化社会においても、安全安心な生活環境を守るためには必要不可欠であります。埼玉県八潮市における事故を教訓に、国土交通省の最新ガイドラインや通知、計画的な更新や予防保全的な維持管理と多様な資金調達手法、住民参加型の合意形成を組み合わせ、持続可能で安全性を両立した事業運営が推進されなければならないと考えます。

また、我が市は、令和7年2月には、下水道中期経営戦略が策定をされております。

そこで、以下、伺います。

①公営企業会計は、事業収入を財源の主として、独立採算制の原則により経理する会計です。一般会計からの繰入れは赤字補填的性格を有するため低減を目指す表記があります。一般会計からの補填と思われる繰入れや出資は、資本的収入、収益的収入、それぞれ多項目にわたります。具体的にどのような方法で現在の負担額の低減を目指すのか、お聞かせください。

②人口減少傾向にあるにもかかわらず、処理区内の人口が増えると表記があります。根拠を具体的に御説明いただき、事業推進に当たってどのような効果を生むのかお聞かせください。

③減価償却費と企業債元金償還の資本的支出の乖離による会計上の影響を詳しくお聞かせください。

④資産維持費を算入した使用料の検討について、その背景と予測される実施時期についてお聞かせください。

⑤下水道事業経営審議会の設置についての御所見をお聞かせください。

続きまして、2、地域未来投資促進法を活用した企業誘致について。

経済産業省は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済けん引事業」を促進するため、地域未来投資促進法を2017年7月に施行いたしました。これを受けて愛知県は、我が国の物作りをリードする産業県として更なる産業力を強化し、雇用の更なる創出、新たな産業を生み出す好循環を継続・加速させ、自動車産業に次ぐ航空宇宙産業、ロボット産業、健康長寿産業などの振興を図り、また、最先端技術や革新的なビジネスモデルを持つスタートアップを起爆剤とし、革新的な事業の創出を推進するべく、愛知県全域の市町村を促進区域として指定しています。そして、第2期基本計画が2024年4月1日から2028年度末までを期間として既に進められております。地域の特性を活用した各事業分野を設定し、完成度の高い物作りや成長発展が著しいDXを未来への成長と飛躍の翼にして、更に力強い活性化の軌道を描いていくものと考えます。

そこで、以下、伺います。

①地域経済けん引事業の承認要件には、成長物作りの3分野に加え、デジタル・DX分野、物流産業分野の5項目がありますが、我が市の地域特性とマッチングする事業の考え方について

②承認を受けた事業者に対しての優遇措置の概要について

③上記の承認企業のニーズにマッチングするための情報の収集と提供の在り方について

④産業用地の基盤整備の在り方について

以上、よろしくお願ひします。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

上下水道課、伊藤でございます。

1の①の質問にお答えいたします。

下水道事業の一般会計からの繰入金については、雨水処理負担金に代表される一般会計が負担すべき経費とそうでない経費があります。経営戦略で低減を目指すとしています繰入金は、下水道使用料で賄うべき経費に充てている繰入金を指しており、収益的収入に係る、いわゆる基準外繰入の低減を指しています。

令和6年度の決算では、収益的収入に係る基準外繰入は1,500万円ほどあります。今後は下水道処理区域を拡大するスケールメリットにより、令和10年度に流域下水道維持管理負担金単価を始めとする経費が低減し、汚水処理原価のうち維持管理に係る部分が有収単価を下回り、収益的収入に係る基準外繰入が解消する見込みでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

飛永議員。

11番議員（飛永勝次君）

ありがとうございます。

中期計画が発表された資料の一番最後のところに、投資財政計画という表がありまして、今お話がありましたとおり、収益的収支と資本的収支と分かれてそれぞれ表が作っております。僕の手元にあるのは、令和17年度まで数字が入っているものを今、手元に持っております。今、課長が御説明があったとおり、法定外繰入が2010年度から入れませんという形で、一応、収益的収支はそうになっております。

また、雨水の処理に関しては、公的な費用で負担するものということで、収益的収入の中には入れておりますけれども、実はこの表を見ますと、そういった一般会計の繰入れがあっても、経常的な損失がずっと続いていまして、マイナスなんですね。累積がずっとしていきます。欠損比率に関しましては、本年度現在25.2%と非常に高い水準で、これは令和17年まで行っても3.3%になっています。これは本来0%であるべきもので、非常にリスクの高い事業だということを示しておりますけれども、そういった認識の中で一般会計の繰入を減らしていくというこ

とを何とか進めるんだという回答に聞こえましたが、そんな理解でよろしいでしょうか。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

そのとおりでございます。

下水道事業につきましては、当然、収入が得る前に投資が必要ということで、最初のうちは欠損という形で金額が出ているものでございます。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

今、収益的収入の話で運営の話なんですね。収支の話はもう1個あって、資本的収入と資本的収支というものがあって、これは設備を新しくつくります。つくられた設備を直します。あと、古くなったものを更新しますと、こういう設備そのもの、施設そのものに投資をしていくものが資本的なお金の出入りということになっておるんですけれども、ここにも資本的収入において、当然、企業債が一番多い。いわゆる借入金が一番多いんですけれども、ここにも他会計出資金、他会計補助金、こういったものがあります。それでも資本的収入が資本的支出額に不足する額、今年度は5億7,000万円ありまして、この5億7,000万円は補填財源というものがあって、損益勘定留保資金やら繰越工事資金と、あと3番、その他とありますけれども、この補填財源のその他について御説明いただけますか。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

留保資金に当たるもの以外のその他ということでよろしいでしょうか。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

補填財源の表のところの3番、その他というところの原資は何でしょうか。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

基本的に、補填財源としてあるものとしましては、消費税資本的収支調整額があります。

経常利益が出たものは、当然、補填財源として繰り入れます。減価償却費に充てる費用につきましては現金を伴わないものですから、それも当然、補填財源として留保していくものでございます。

現在ではその他に関しましては、以上のものがあると理解しております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

分かりました。

補填財源の中のその他の欄の金額があるもので、こういったものをしっかりチェックして御説明いただける機会がまた欲しいなと思います。

また、他会計繰入金だけで表がちゃんと作ってありまして、収益的収支に関しましては先ほど申し上げたとおり、令和10年度からは法定外繰入れはいたしませんというふうに宣言されておりますけれども、資本的収支分に関しては、法定外というか基準がですね、基準外繰入金に関してはずっと17年まで増える一方になっていて、作ったものについての償還金が減らないという勘定になるのかどうかなんですけれども、こういった収支の流れがあるという確認だけをさせていただいて、次の質問へ行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

1の②についてお答えいたします。

経済戦略において、市域人口全体は減少していくと見込んでおりますけれども、市域人口の減少を加味しつつ、下水道処理区域（整備面積）の拡大による下水道処理区域内人口は増加を見込んでおります。汚水処理原価が低減し、より効率的な事業運営を行うことができるものと考えております。

今後の下水道処理区域の整備区域の選定に当たっては、住宅が密集していることやマンション

などの集合住宅が多い区域など、人口密度の高い区域から選定するなど、投資効果を考えた整備の在り方について検討してまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

今、非常に前向きな御回答をいただきました。投資効果を考えた人口密度の高いところから順番にというのは、もう一回選定をきちんとするというのをいただきました。これは何らかの基準を決めてやっていただけるといいかなというところでございます。

整備面積が増えれば処理人口が増えるというカウントには当然なと思うんですけども、最後に言われた効率のいいところで全て物語れるものだと思いますので、しっかり基準を設けて、検証しながら進めていただければと思います。

次、3番お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の③の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

1の③についてお答えいたします。

公営企業の経理では、減価償却や利益など、損益勘定によって留保された資金を持って建設投資や元金償還といった資産勘定の資金に充て資産運営をしていくことが基本です。しかしながら、減価償却期間と企業債の償還期間を比較すると後者の方が短くなるため、単年度あたりで見ると、減価償却費を上回る元金償還となる場合があります。

本市の下水道事業においても既にその状態にあり、令和17年度の企業債の償還ピーク時にその乖離が最も大きくなると見込んでいます。この間の両者の差額部分の資金調達が課題であり、いわゆる基準内繰入である企業債償還元金の一部を繰入金として受け入れ、補填財源を執行してもなお不足する部分があると見込んでいます。この部分を資本的収入に係る基準外繰入を求めるとなると考えられるものの、市全体の財政を勘案した時に、資本費平準化債を借り入れることも検討していかなければならないと考えます。

償還ピークに向けた資金調達については、次回の経営戦略改定時に具体的に検討していかなければならない課題と考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

ありがとうございます。

これは多分、一番分かりにくいところですけど、経営計画の13ページのところ、今お話しされた話をずっと書いてあります。これは一般企業でいう減価償却と償還金の乖離のことで公営企業とはちょっと意味合いが違っているんですけども、一般企業でいう黒字倒産に近いような状況になると。要するに、償還をしていく現金がショートするという形になるので、今、最後に言われたような、他のところの資金を手当するとか、というのを最後に言うておられました。資本費平準化債というものが実は使うことができ、これは多分、利息を先に払って元金は後送りにするというような感じの起債になるのか、ちょっとそれだけ。

今、確かに元金均等のものを元利均等に変えるという手法もあるみたいなんですけど、結局それをやると元金が先送りになっちゃうと。そうすると世代によって利用料の支払いに不均衡が生まれるということも言われてるんですけども、ちょっと何かコメントいただければ、課長。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

平準化債と言いますのは、現在の企業債の償還部分を改めて企業債として借り入れるものがございます。支払いが後年度に振り分けられて、単年度当たりの償還額が改善されていくものと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

元金をもうちょっと後に送るという格好になるので、次の世代に元金の支払いを持っていくという見方もできちゃうので、ちょっとこれは気をつけて慎重にやられたらどうかなという感じでございますので、よろしく申し上げます。

次、4番お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の④の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

1の④にお答えいたします。

下水道の汚水事業については平成18年度に事業着手しており、当面の間、更新需要は見込まれません。しかしながら、前述したとおり、令和10年度に汚水処理原価のうち維持管理に係る部分が有収単価を下回ると見込んでおり、この差額部分が資本費の財源となります。以降、毎年度、有収単価150円のうち5円程度が資本費に充当することができる見込みであり、資産維持費に相当するものと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

11番議員（飛永勝次君）

下水道そのものをどう維持管理していくか、というお金に使われるものであると理解をしておりますけれども、経営計画の中に下水道使用料の収入実績という表があって、令和元年から5年までの表が実はありまして、令和元年から5年は条例上の使用料は20立方メートル当たり2,600円なんですけど、えらいなと思うのが、実質的な使用料がちゃんと20立方メートル当たりの金額が入っていて、申し上げますと、令和元年は2,996円、実質的には400円近くも高い。令和5年になると3,000円を超えちゃうという状況で、実質的な金額の差をどこかで埋めていращやるんだらうなという感じが著否めないわけなんですけれども、そういった理解をしてしまいそうなんですけど、それでいいんですかね。

議長（成田義之君）

伊藤課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

使用料につきましては、当然、整備面積が増えることにより接続率が上がり、使用水量、汚水処理量も増えてくると見込んでおります。当然、汚水の処理量が増えることによりまして、汚水処理原価費というのがございまして、下水道の汚水処理総額を有収水量で除した有収水量、1立方メートル当たりの汚水処理費を汚水処理原価というんですけども、この単価が下がることによりまして、先ほど申しあげました有収単価を下回る額が見込まれるということで、こちらの分を

将来に見込んで資本の投資に向ける資産維持費に充てることができると考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

面整備をしてたくさん処理をすると、いわゆる立米当たりの単価が下がるので、その分の差をこういったことに回せますよという話だと思うんですが、そもそもその処理費が、これの処理場は清須市は自前で持ってないので、愛知県から言われたお金を払わなきゃいけないというリスクがあることだけは考えておかなきゃいけないのかなというふうに思います。

最後、5 番お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1 の⑤の質問に対し、伊藤上下水道課長、答弁。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

1 の⑤についてお答えいたします。

経営審議会の設置につきましては、持続可能な下水道事業運営をしていくために、外部の有識者やサービスの受益者である市民の参画により、説明責任を果たしながら事業を運営につなげるため、有用であると考えております。

今後、経営戦略に影響を与えるような著しい状況の変化が生じた際には、有識者などからの意見聴取の場を設けることを検討してまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

ありがとうございます。

有識者からの意見聴取、有識者のチェック、言ってみれば、有識者のお墨つきを得て、毎年度毎年度、事業を進めていかなければならないような下水道事業は、非常にリスクの高い事業であるということを断言しておきたいと思います。

というのは、高度成長期においての下水道事業は比較的スムーズに進むんですが、現状、清須市はもう街区が形成をされていて、インフラが地面の中に埋まっております。地面を掘り返すと、

下水道が一番下に埋めなきゃいけないので、上の物を一旦どけてという作業も必要だったりとかするので、資本資金的なリスクが既に発生していて、今年度の確か決算は予算に対してマイナス決算になっていて、予定した分できなかったというふうな見方になるのかどうか、僕は委員会が違うので分かりませんが、こういった社会的要因がこれからどんどん加味されてくるので、持続可能な下水道事業をしっかりと清須市に普及させるためにも、一日も早く経営審議会を立ち上げたほうがいいかなと。市民が参加して一緒に考えるというのが大事かなと思ってます。

また、清須市においては、まだこれから大きなお金が必要な事業まだ他にもありまして、区画整理事業の面整備があったりとか、あと、小・中学校の長寿命化工事がなされてから10年以上たってきてますので、先々、学校の校舎のことやなんかの大きなものが必要になってくると思いますので、全体的に見た時に、一つ一つ丁寧に市民に説明できるように進めていくことが肝要ではないかと思って、この審議会の設立というのは、今お話がありましたように、有用だと感じていただけるのであれば、一日も早く立ち上げていただければと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

次、お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の①の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田茂君）

企業誘致課長、沢田です。

2の①についてお答えします。

地域未来投資促進法の制定趣旨は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済けん引事業を促進するものであります。

具体的には、民間事業者が、質問にありました5つの分野のいずれかの地域特性を活用するなどの要件を満たす地域経済牽引事業計画を作成し、県から承認を受ける必要があります。

本市の地域特性は、令和3年度に策定した企業立地促進基本計画にも記載してございますが、名古屋に隣接した優れた立地環境に加え、市内の公共交通機関として鉄道駅が10駅あることから、雇用者の通勤環境に恵まれていることに加え、高速道路のインターチェンジを含む優れた道路網もあります。

これらの地域特性を鑑みると、いずれの分野にもマッチングする事業となるのではないかと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

いずれの事業にもマッチングする、非常にオールマイティーな立地条件を整えている清須市ですね。しっかりアピールして、これから先々、有望な企業に来ていただけるといいかと思うんですが、さっきお話ししたように、愛知県がこの計画は二期目に入ってまして、その二期目の資料にも今言われたような話が全部書いてあります。日本中にアクセスしやすい交通インフラがある。あと、高速道路、港湾、空港がある。陸海空の交通基盤が縦横無尽に整備されていると。それに加えて、リニア中央新幹線が開業しますと、中京圏から首都圏を結ぶ大交流圏が形成されて、世界に例を見ない魅力的な経済集積圏へと変貌を遂げる可能性が十分あると。これが誕生しますよということがあって、愛知県はやっぱりトヨタ自動車を中心とした物作りを生かした日本の経済をけん引する地域だという位置付けの下にこの計画が進められていると思いますので、ぜひ上手に県と連携を取って、優良企業の情報収集にもしっかりと努めていただいて、いい企業が誘致できればなと思います。

次、2番お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の②の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田茂君）

2の②についてお答えします。

民間事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県から承認が得られると、大きく4つの支援措置が用意されております。

本市で活用できる支援措置として、まず、税制措置があります。地域経済牽引事業計画に従って建物・機械などの設備投資を行う場合に、法人税などの特別償却又は税額控除を受けられます。

二つ目は、金融による支援措置があり、日本政策金融公庫から固定金利での融資などの支援が受けられます。

三つ目に予算による支援措置があり、各種予算事業などにおいて、加算措置や優遇措置が受けられます。

四つ目は、現状、本市では活用できませんが、規制の特例措置として、土地規制に関する特例

措置があります。県の基本計画において重点促進区域に設定されている土地については、農地転用許可の手続などに際し配慮が受けられます。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

11番議員（飛永勝次君）

正に、我が市で進められている点で気になるのが、今の答弁の一番最後のところ、重点地域に指定されれば農地転用に優位性が図られるということになるという説明だと思うんですけども、現状、清須市は促進地区に指定はされているんですが、重点促進地域に指定されることというのは、何かできるとか、できんとか、やる方法があるとか何かあるんでしょうか。

議長（成田義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田茂君）

先ほど議員がおっしゃったとおり、清須市は促進区域のみ指定されております。一方で、重点促進区域に指定する場合は、制度上可能です。例えば、市のほうから県のほうに地域の特性を示した上で申入れをします。県と調整した結果、その後、国のほうに県が協議を上げます。国のほうが承認すれば、県が定める、今で言うと二期基本計画なんですけども、二期基本計画の中に清須市を重点促進区域として指定するという方法はございます。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

11番議員（飛永勝次君）

この方法は取れるとすると、随分と革新的な今までの開発と違う手法で進めていけると思うんです。今答弁された手法って、今までの開発の許可もらって進めるのと、時間的なメリット、デメリットはどんな感じなんですか。

議長（成田義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田茂君）

時間的なメリットだけを申し上げますと、地域未来投資促進法を活用した開発を進める場合は、

例えば、国の協議のいわゆる事前協議が省略されたりするので、通常の開発を進めるよりは、かなり事業化に向けた期間が短くなるというメリットがございます。

デメリットと言いますと、あまりデメリットというのは感じられないんですけども、一つの開発手法としては非常に有用なものだと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

11番議員（飛永勝次君）

有用な開発手法だということですので、国とか県とかやろうとしていることに清須市が乗っかれるようなことで進められることができればいいかな。きっと他にもハードルがいっぱいあるので、一緒くたにすぐできるというものではないでしょうし、その手間暇を考えると、取りかかっていいものかどうかという点もあると思うので、多分いろんな精査が必要だと思いますけれども、制度的には、今までのものと比べると有用な面がありますよという理解をしておきます。

この制度を使うと、固定資産税の減免とか不動産取得税の減免が受けれる形になってます。財政力指数に応じて受けれるものが違うんですけども、そこら辺の説明を簡単にどうでしょう。いいですかね。

議長（成田義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田茂君）

固定資産税とか不動産取得税の減免又は一部課税免除というものは、方法によれば受けられるんですけども、制度上の説明をしますと、まず、例えば、市が固定資産税を課税免除にする場合は、市がまず条例を制定する必要があるがございます。その条例とは、地域経済けん引事業の実施に必要な土地・建物に課税免除ができるといったようなものを踏まえた条例をつくと。そのつぎに、企業が一定の要件を満たした地域経済牽引事業計画を策定します。そして、計画に基づいて県が計画を承認します。その後また国との協議もあるんですけども、そういった協議が得られれば企業がその税制措置が受けられるというものです。

先ほど議員がおっしゃいました財政力指数に応じて云々かんぬんという話なんですけれども、固定資産税を減免しますと、市がそれだけ分の固定資産税が入ってこなくなってしまうので、大元これ国の制度になりますので、国が財政力指数に応じて補填措置をします。清須市は今、令和

6年度の財政力指数は0.77だったかと思いますが、0.8を下回っている場合は4分の1の補填がされるというものになります。そういった制度の概要になります。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

11番議員（飛永勝次君）

国がつくった制度で地方税を減免しても、国がちゃんと補填をしてくれるという国の意気込みがちょっと感じるような内容になっていて、これを見て僕はびっくりしたんですけども、うまく使えたらいいなという面が一つ非常に感じた部分でございます。ただ、財政力指数が0.8以下の場合ということで、清須市が令和6年度決算で0.77という話でありました。私、この数字はびっくりしたんですけども、実は私が議員をさせてもらった当時、平成26年の財政力指数って0.96だったんですね。この10年でほぼほぼ0.2ポイント落ちてきていて、私、総務委員会なんで総務で聞こうかと思いますが、喜んでいいのか悲しんでいいのかということなんですが、こういったともしっかり国が投資をするよという制度になっているので、よくよく御理解いただいて企業誘致に活用していただければと思います。

次、3番をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の③の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田茂君）

2の③についてお答えします。

市内外企業と面談する際は、設備投資や用地需要に係る情報収集を行うとともに、①で答弁させていただいた本市の地域特性をアピールする他、各種支援措置などの情報を積極的に提供し、企業のニーズにマッチングするよう努めたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

11番議員（飛永勝次君）

地域特性をしっかりとらうのもそうなんですが、その特性の中に今回の地域未来投資促進法における促進地域であるということもしっかりうたっていただくことと、もう1個、愛知

県が不動産取得税を減免できる制度が確かあって、昨年度9件の実績があるんですけども、また、愛知県にそういった税制なんかもしっかり訴えていただいて、清須市にぜひ使ってくださいっていうふうにどんどん進めていっていただければなと思います。

今年の5月なんですけれども、経済産業省が、中小企業の成長化を加速するための補助金というのをスタートさせていて、公募をしています。これは年間売上げが10億円以上の企業を100億円にしますよという補助制度があって、こういったものを使える企業が来てくれるとすごく活気がつくなというふうに思っていますので、こういった情報は多分入ってると思いますけれども、企業とお話する時にこういったものをしっかり使っていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

つぎに、最後をお願いします。

議長（成田義之君）

最後に、2の④の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田茂君）

2の④についてお答えします。

産業用地の確保に当たっては、まず、市街化区域内の工業系用途地域内の遊休地、工場跡地など既存用地を有効に活用し立地誘導を図りますが、本市の市街化区域内には、事業用地に転用可能な低未利用地や空き物件が少ないため、市街化調整区域内で用地を確保する必要がございます。

しかしながら、市内の市街化調整区域は、農業振興地域整備計画に定める農用地を農用地区域から除外することや、第一種農地の農地転用許可を受けるには、国や県との協議などハードルが高い状況であります。

地域未来投資促進法に基づく支援措置として、それらの農地が県の基本計画に重点促進区域として設定されたのち、市が土地利用調整計画を策定することで、農地転用許可の手續に関する配慮を受けることが可能となります。

よって、今後進めていく基盤整備にも有益であると考えておりますので、必要に応じて県と調整を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

11番議員（飛永勝次君）

県との調整はねしっかり進めていただけるといいと思います。というのも、今申し上げた重点区域、税制優遇あり、金融融資の優遇あり、規制緩和ありという重点地域って実はこの2市1町の中で1個ありまして、名古屋空港の北側の所に42ヘクタールかな、某大手企業が重点地域で指定を受けていて既に工場を稼働させているんですけども、これからもう一回巻き直してやるぞという感じがあるので、こういったことも含めてやっぱり県と連携をしっかり取った上で、企業の有用な情報をしっかりキャッチして進めていただければなと思う点の一つ。

もう1個、さっきの前半の質問とリンクするんですが、下水道の布設に関して、土田上条の所もそうですけども、春日のほうも含めて下水道はあったほうが、当然、一般的にそちらが有利だと考える企業が多いと思うんですけども、こういった下水道の布設に関しての計画、考え方なんかがもしあればお聞かせください。

議長（成田義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田茂君）

当然、公共下水道が入っていたほうが企業のイニシャルコスト、設備投資の費用が抑制されますので、いいことかと思っております。そういったこともございまして、土田上条の開発構想に合わせて公共下水道が整備されればとてもいいことだとは考えておりますので、令和4年度の時に県の尾張流域下水道出張所のほうと協議は進めておりまして、やっておるところなんですけども、現状、開発の時期と下水の整備時期というところがしっかりマッチングするかどうかというところは、うまくいくかどうかというのはまだはっきりはしないんですけども、公共下水が入るといことは有用だと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

11番議員（飛永勝次君）

ちょっと骨が折れる交渉かと思えますけども、一汗二汗かいていただいたほうが、将来的に企業にとってはいいのかなと思うのと、下水道課長、今のところで一言何かいただければ、どんな状況かだけでも結構ですので。

議長（成田義之君）

上下水道課長。

上下水道課長（伊藤嘉規君）

上下水道課、伊藤でございます。

今、沢田課長が申し上げたとおり、企業に有用ということでもありますので、当然、下水道事業としましても、関係機関との協議・調整等は可能な限り行って、協力はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

最後に、企業向けの基盤整備の在り方に関して、あまり時間がかかってもいかなでしようし、かといって時間をかけないといけない。企業誘致のための基盤整備というのはオーダーメイドに近いので、そういった情報はどうやって取って、また、どうやって精査をして共有しているかというところも含めて、今後の動きを教えてくださいませんか、課長。

議長（成田義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田茂君）

基盤整備の在り方としましては、まず情報収集というのは、今現状は県の産業立地セミナーというものが大阪と東京で年2回開催されております。県が主体的にやっておるんですが、そんな中で企業が数百社みえますので、そこで清須市の立地状況とか地域特性とかをPRして、清須市に興味を持った企業に対してアプローチをかけに行ったり、あと、何とか工業会とか、そういった工業会というのは企業会員がたくさん多数みえますので、そういったところに対して市の企業立地の状況を周知しているような状況であります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

飛永議員。

1 1 番議員（飛永勝次君）

今、日本も円が安くて、日本の経済的な優位というのがどうなんだという話も多いですし、その中でも日本でやっぱり物作りの地域柄ですので、その中でも愛知県は日本の中心だと思いますので、そういった誇りと自覚を持って、どんどん優良企業の情報を取ったりという活動は進めて

いただきたいなど。

前も言いましたけど、特に愛知県は「STATION Ai」というのを鶴舞につくってくれたので、そういったとこで先端的な革新的な事業を行っているところ、難なくキャッチボールができるという機会もつくっていただいて、清須市をもっと売り込んで欲しいなと思うところがございますので、もう一汗二汗かいていただければと思います。私もお手伝いできることは何でもさせてもらいますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

議長（成田義之君）

以上で、飛永議員の質問を終わります。

ここで、2時55分まで休憩といたします。

（ 時に午後2時43分 休憩 ）

（ 時に午後2時55分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

つぎに、野々部議員の質問を受けます。

野々部議員。

< 12番議員（野々部享君）登壇 >

12番議員（野々部享君）

議席12番、清政会、野々部享でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、災害廃棄物の処理計画についてお伺いいたします。

清須市災害廃棄物処理計画において、計画策定の背景及び目的として、平成23年3月の東日本大震災や令和元年10月の台風第19号など、近年各地で頻繁に地震、台風や集中豪雨など災害が発生しており、本市においても平成12年9月に発生した東海豪雨によって多数の浸水被害などの大規模災害により、大量に発生する災害廃棄物処理に迅速な対応と対策が求められた。このため、災害廃棄物の処理及びリサイクルを迅速かつ適正に実施するとともに、市民の生活環境と安全を確保し、速やかに復旧・復興することを目的に「清須市災害廃棄物処理計画」（災害廃棄物処理対応マニュアル）を策定するとあります。

線状降水帯による集中豪雨や今後発生が予想される南海トラフ巨大地震では、大量の災害廃棄物の発生が予想されます。この計画をより実効性の高いものにするためには、状況変化による見直しが欠かせません。一度に大量発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければ復旧・復興の大きな妨げになるばかりか、衛生環境の悪化や最悪の場合、伝染病による感染症をも引き起こし、災害関連死につながるおそれもあります。

また、水害の場合、水が引くと同時に、水没した家具や家電など様々な大量の廃棄物が一度に排出されます。災害廃棄物の仮置場の開設が遅れると、分別もされずに道路上や指定場所以外に廃棄されてしまい、緊急車両などの通行にも支障を来し、生活環境の悪化にもつながります。

発災直後から短時間に発生する膨大な業務を机上での組織図の下、専従の担当者が対応できれば良いのですが、仮置場が数か所になった場合、果たしてそれは大丈夫なのでしょうか。人員不足は確かに否めません。しっかりと対処していく必要があります。

また、本市では人事異動が定期的に行われ、災害対応の知識不足が大きな課題になると思われまます。また、大きな災害を経験する機会は非常にまれで、例えば、この地を襲った平成12年の東海豪雨を経験し、復興・復旧に当たった職員は何人残ってみえるのでしょうか。残念ながら、経験から得た知識や尊い経験の継承も難しいと思われまます。

そこで、お伺いいたします。

- ①本市の組織体制について。
- ②地震災害や台風などの風水害により発生する災害廃棄物の想定について。
- ③仮置場や災害廃棄物の収集運搬ルート、安全対策等について。
- ④平常時では出ない廃棄物（有害物質を含む災害廃棄物）の対応について。
- ⑤周辺自治体及び民間事業者との災害協定・連携について。
- ⑥本市職員の知識・経験の継承について。
- ⑦令和2年に策定した災害廃棄物処理計画の今後に向けた課題について。

以上、お伺いいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

①について御答弁申し上げます。

清須市災害廃棄物処理計画では、大量の災害廃棄物処理が必要な場合、市民環境部、総務部及び建設部等、庁内横断的組織である「災害廃棄物処理特別担当チーム」を設置し、対応してまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

庁内横断的チームを設置し、災害廃棄物の処理に当たるということでしたが、このチームというのは、東海豪雨災害の経験とか教訓を生かしてこのような組織づくりをされたと思うんですけど、どのようにそれは生かされているのでしょうか、お聞きします。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

チームにつきましては、私自身としても、東海豪雨災害での廃棄物処理の状況を目の当たりにしております。処理には大変な時間を要したことや多くの業者が廃棄物処理に当たる中で、書類整理とか補助金申請等にしても、旧町の時には組織力が乏しいということもございまして、災害廃棄物に携われる職員も僅かだったため、処理がなかなか進まず、補助金申請等に必要な書類の整理もままならない状況がありました。

こうした教訓もさることながら、本計画策定において他自治体の災害廃棄物処理に従事した自治体職員へのヒアリングも行っておりまして、災害廃棄物処理業務は業務範囲が広く、他部局と連携したチームでの対応が重要との意見を踏まえて、今回、災害廃棄物処理計画において庁内横断的チームを設置する方向が適切だと、こういった判断に至ったということでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

今、答弁があったんですけど、災害廃棄物処理特別担当チームの組織イメージですね、その業務内容というのはどのように想定されていますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

当チームにつきましては、清須市災害対策本部の下、業務を進めていくこととなります。まずは、当本部との協議や情報共有を図ることに加え、災害廃棄物処理特別担当チームへの支持の徹底、いわゆるリーダーシップの取れる統括責任者の下、廃棄物処理のみならず、設計・積算、契約、補助金業務、法務、環境、クレーム対応等々、多岐にわたる業務をこなすこととなります。

これに伴い、清須市災害廃棄物処理計画では、統括責任者の下を総務班、廃棄物班、収集班、処理班の4班体制にて業務をできるだけ円滑に進めてまいります。

業務の遂行に当たりましては、各班において、国、愛知県、他市町村、関係機関との連携調整も含め、対応していただくこととして考えております。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

今の答弁ですと、組織体制とか指揮命令系統というのは大分しっかりとできているようなんですけど、残念ながら机上の組織づくりになってはまずいですので、そこら辺、有事の際にはしっかりと対応できるように、日頃から調整とか対応をしていただきたいと思います。

では、次、お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、②の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

②について御答弁申し上げます。

地震災害については、過去地震最大モデルである南海トラフ巨大地震を想定した場合、災害廃棄物発生量は8万5,672tと推計しております。

つぎに、風水害につきましては、想定される南海トラフ巨大地震に比べると災害廃棄物発生量は少ないと考えられるため、推計はしておりません。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

風水害について、想定される南海トラフ巨大地震に比べると廃棄物が少ないため、推計はされていないという答弁なんですけど、ちなみに、東海豪雨での災害廃棄物はどれくらいあったか、数字は分かりますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

これはちょっと限定的になっちゃうんですが、浸水被害の大きかった旧西枇杷島町と、それから旧新川町の合計した災害廃棄物の発生量になりますが、旧2町においては合計で2万9,478tでございました。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

そうすると、旧西枇杷島町、旧新川町だけではなかったのが、被害は。数字的にはもうちょっと多かったというふうに理解していいですか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

そうですね、今、私、2町の合計しか言っていないので、当然、清須市は旧4町が合併しておるということもございますので、それよりは多いということになります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

それでは、南海トラフ巨大地震に伴う津波の遡上は想定はされていないということなんですけど、万が一の破堤とか、そういうのが起きた場合に、床上・床下浸水という被害があると思うんですけど、そこら辺はどのように想定されているのでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

南海トラフ巨大地震に伴う津波による床上・床下浸水の被害ということだと思いますが、県の災害廃棄物処理計画において、本市における津波到達による越水等は予想されてはございません。したがって、市内全域にわたって地震による浸水被害は想定されておらず、当計画における津波堆積物発生量の推計は行っていないというところでございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

水害による災害廃棄物の処理というのは、震災に比べるとね、震災よりも本当にいち早く必要になると思われるんですけど、南海トラフ巨大地震程度の地震によって災害廃棄物発生量を処理する場合に、大体どれぐらいの期間というのが必要だと思いますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

まず、早期の復旧復興を図るため、可能な限り全力を挙げて頑張るということは言うまでもないんですが、具体には、災害による被害の度合いにより災害廃棄物発生量も当然異なるため処理期間も変わってくると思われませんが、清須市災害廃棄物処理計画では、大規模災害の場合、東日本大震災、そして阪神淡路大震災における事例を踏まえると、3年間をめどに全ての災害廃棄物処理を終えることを目標としている状況でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

3年間ということで、結構長いスパンで実施しなくちゃなりませんけど、そこら辺でしっかりと計画を立てて、速やかに処理計画ができるようによろしくお願いいたします。

では、3番目をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、③の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

清須市災害廃棄物処理計画では、仮置場を近隣集積場と一時仮置場の2種類の用途に分類して

おります。

近隣集積場は、被災者の生活環境と安全の確保や道路脇等への災害廃棄物散乱防止のために仮に集積する場所で、本市では、都市公園やちびっこ広場等58か所が位置付けられております。収集運搬ルートについては、近接集積場の選定に当たり、あわせて適切なルートを選定いたします。安全対策につきましては、集積場出入口を1か所に絞り、道路渋滞が起こらないよう、円滑に荷下ろしができるように管理者を配置いたします。

一方、一時仮置場は、近隣集積場から集められた災害廃棄物を分別し、最終処分場等へ搬出するまでの一定期間保管していく場所で、本市では、市内8か所が位置付けられておりますが、その開設に当たっては、仮設住宅建設予定地や自衛隊活動拠点なども利用する可能性があるため、関係部局とその是非を確認する必要があります。収集ルートにつきましては、おおむね大型車が通行可能な幅員7メートル以上の道路であること、住宅地や病院周辺をなるべく避けることなどを考慮し選定いたします。安全対策については、集積場出入口を1か所に絞り、集積場内を原則一方通行とし、分岐や合流を無くすこと、出入口には誘導員を配置して事故防止等に努めてまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

今、都市公園とかちびっこ広場58か所、私もずっと眺めてみるとね、公園をフェンスで囲ってありますよね。そういう時には、やっぱりすぐフェンスを取って対応しなくちゃならないと思うんですけど、そこら辺もいろいろシミュレーションはしてみえるんでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

今の近隣集積場及び一時仮置場については、公表はしないんですけど、事務的なマニュアルとか、全て調査をしております、それによって選定をしているということですので、当然ながら、円滑に使えるという場所を選定させていただいているところでございますので、特に問題ないかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

それでは、近隣集積場についてお聞きしたいと思います。

近隣集積場には管理者を配置するということでしたが、管理者はどのような方を配置する想定でおみえになりますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

本市災害廃棄物処理計画では、管理者は他自治体の応援職員やボランティア等を想定しております。

業務としましては、ただいま御答弁したとおり、道路渋滞が起こらないよう、近隣集積場にて円滑に荷下ろしができるよう指示してもらうことや便乗ごみや不法投棄の搬入防止のために配置するもので、近隣集積場の規模に応じて、2名ないし3名程度の人を配置するということになっております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

今の計画だと、管理者は他の自治体の応援職員とか外からのボランティアを配置するという答弁だったんですけど、実際に状況を見ると、被災に遭われてない方がおみえになると思いますので、そのような方はやっぱり市の職員さんともいろんな連携も密にできますし、地元の方の顔も知られてみえて、いろいろなことがスムーズにいくと思うんですけど、そこら辺の選択肢というのはどのようにあるかお聞きしますし、また、土木関係の事業者の人にも委託をするという考えもあると思いますが、そこら辺はどのように考えてみえますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

今、議員御指摘のとおりのところもございまして、他自治体職員やボランティアの皆さんが発

災直後すぐにおみえになるとも限りません。また、災害廃棄物の分別に対する知識も恐らく大半の方は乏しいというふうに思われるため、現実ではないところもあるかも知れません。したがって、管理者については、今議員から御指摘がございましたが、土木業者の委託とか、地元の方がいいのかどうかというのはちょっと考えるところはございますが、ここは順次、今後の見直しの中で考えていくところかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

はっきり言ってね、大災害の時に被災に遭ってない地元の方をお願いするというのは、まず皆さん被災に遭われているので、その方をお願いするというのは難しいかも知れませんので、そこら辺、土木業者や何かの事業者に委託するというのもしっかりと考えていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、お願いします。

近隣集積場の設置期間というのは、大体どのくらいを考えてみえますか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

近隣集積所につきましては、発災から数か月の期間を想定しておりまして、市外等からのなりすましごみ被害も多くなることが予想されるため、できる限り、一時仮置場に早期に排出し、閉鎖することが望ましいと、こういうふう考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

つぎに、一時仮置場についてお聞きしたいと思いますけど、一時仮置場の中には、河川の緑地が入っていると前お聞きしたんですけど、水害の場合は、発災直後から一時仮置場としては利用できないと思われれますけど、そこら辺どのようにシミュレーションしてみえますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

こちらについても議員の御指摘のとおり、水害時における一時仮置場として河川敷内緑地につきましては利用できず、選定から除外することになるというふうになります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

すると、一時仮置場は先ほど設置期間を3年ぐらいを想定してと言われてたんですけど、間はそんなものでしょうかね。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

一時仮置場につきましては、災害の規模によって当然異なってくるわけですが、東日本大震災、それから阪神・淡路大震災を想定した場合、最大3年間ぐらいはかかるんじゃないかな、というふうに考えておるところで申し上げたんですが、一般的には発災から数か月、今言ったように最長3年間は開設するというふうに考えております。このため一時仮置場内やその周辺の飛散防止、これは期間が長くなりますので、飛散防止などの環境対策を行い、適切な管理を実施し、可能な限り迅速に災害廃棄物の処理を進めていくことが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

一時仮置場の運営を円滑に進めていく上で、大切なことってどのようにお考えでしょうか。この一時仮置場でも、やはり大災害の場合だと、仮設住宅を建てる場所としても必要になるかも分かりませんので、そこら辺をちょっとお願いいたします。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

これも計画策定時に災害廃棄物処理業務に従事した自治体担当者へのヒアリングを行っておりますが、そこで一時仮置場については、災害廃棄物搬入車両で長蛇の列になることが考えられるため、仮置場内をスムーズに誘導するためには事前にレイアウトや災害廃棄物の分別方法を決めておく必要があること、それから、搬入時に分別を徹底するため、早期に作業人員を確保しておくことが必要であるとお話をお聞きしておりますので、清須市においても、こういうことを参考にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

後のことを考えるとやっぱり分別というのが一番大事になると思うんです。どんどんどんどん搬入されると、その後の分別というのは本当に大変だと思いますので、そこら辺もしっかりと考えていただきたいと思います。

南海トラフ巨大地震を想定した場合に、先ほども廃棄物の発生量は8万5,672トンと推計していると言われたんですけど、この発生量に対して、一時仮置場の必要な面積というのはどれくらいに試算されていますでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

こちらにつきましては、愛知県の災害廃棄物処理計画の推計になりますが、その大きさにつきましては1万2,552平方メートルの面積が必要と推計されております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

そうすると、今現在位置付けられている一時仮置場の面積は十分、本市では確保できているというふうに考えればいいですか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

現在位置付けられている一時仮置場は8か所あるんですが、先ほど水害の時に2か所使えないというお話をさせていただきました、2か所は河川敷内になりますので、そこを除いても机上では1万7,243平方メートルありますので、面積には十分確保できているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

想定ではそのくらいで確保できているという答弁なんですけど、実際、事が起きたらどういう状況になるか分かりませんので、また、そこら辺しっかりと、増えてもいいような対応をよろしくお願いいたします。

では、次、お願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、④の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

④について御答弁申し上げます。

有害物質を含む災害廃棄物等は、生活環境保全及び作業環境安全の観点から、他の災害廃棄物と分けて収集・保管し、専門機関・専門業者へ委託して適正な処理を行います。

また、有害物質を保管する仮置場内のスペースには遮水シートを設置し、土壌への有害物質の浸透や地下水汚染を防止する対策を図ります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

有害物質を含む廃棄物、農薬とか薬品、また高圧ボンベとかアスベストが含まれた廃棄物、いろいろあるんですけど、市の担当者の方というのは、ここら辺の有害物質に対する対応とか、ここら辺の知識というのはしっかりできているんでしょうか、お聞きします。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

市の担当者は生活環境課になるんですが、こちらについては、災害廃棄物処理計画にも書いてありますとおり、有害物質、危険物質等はどういうものがあるかとか、処理方法等も書いてあるので、理解しているというふうには思っておりますが、ただ、もう少し掘り下げた理解、知識というのも必要だというふうには思っておりますので、ここにつきましては、いろんな研修が県とか、それから関係機関でございますので、私どもだけではいけないですので、危機管理課にもそういう情報を提供していただきながら、積極的に研修のほうをしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

今、研修と言われましたが、今までそのような研修というのは、実際にどこかへ行ってやられたとか、そういうのはありますか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

今まで、そこまでの研修は実際できてないところがございますので、今後、そういう研修に積極的に参加するということとともに、担当課職員だけではなくて、先ほど一番最初にチームをつくるということがございますので、一般の担当以外の職員にもそういう知識が必要だというふうには思っておりますので、担当部局と担当部局以外の職員全て含めて、そういう研修への参加というのを図っていくべき必要があるかなというふうには考えておるところでございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

私も東海豪雨の時に消防をやっている、廃棄物の処理担当でいろいろ携わったんですけど、やはり昼間はそんなにごみは出てなくても、夜出して朝行くとびっくりするぐらいごみが出ている。また特に、こういう有害物質だと、自分も出すのは悪いと思って皆さん出してみえると思う

んですよね。そうすると、誰もおらん夜に搬入するという悪い輩も出てくると思うんですけど、そこら辺、そういう対応もしっかり頭に置いてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、次、お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、⑤の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

⑤について御答弁申し上げます。

災害廃棄物処理については、本市の被災状況に応じて、まずは災害時における災害廃棄物の運搬の協力に関する協定及び災害収集廃棄物等の処理に関する基本協定に基づき、本市に関わりのある民間事業者へ災害廃棄物の収集運搬処分について支援を要請いたします。

それでも災害廃棄物の発生量が多く、処分に支障が生じる場合においては、国や県に対し必要な人員の派遣や機材等の提供、また愛知県内の市町村、一部事務組合、下水道管理者の間にて締結している「災害時の一般廃棄物処理及び下水道処理に係る相互応援協定」に基づき支援を要請し、対応してまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

今、答弁がありましたように、いろいろ協定は結んでもらわななりませんけれども、大災害の発災時には、本市のみでは絶対処理は、実施は、不可能だと思われまますので、その時は今ありましたように、国や県、ほかの自治体、また関係団体にしっかりと支援をお願いするしかないと思っております。

今いろいろ応援協定について答弁をいただいたんですけど、今の答弁以外にも、生活環境課として応援協定を締結している何かがあれば教えてください。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

あくまで生活環境課だけの話になりますが、今の災害廃棄物処理以外にも、当然、し尿の収集

運搬の協力における協定、そして、その他にも貿易活動の協力に関する協定、それから、遺体搬送の協力に関する協定及び葬祭用品の提供に関する協定などを民間事業者や関係団体と締結をしているというところがございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

ありがとうございます。

次、お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、⑥の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

清須市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に速やかに行動ができるよう、平常時から本計画の内容について関係職員に周知するとともに、関係法令、災害報告書の作成及び補助金交付申請事務に係る実践研修への参加、あるいは定期的に実施している、県、専門家及び関係団体と連携した情報伝達訓練等への派遣を通じて、関係職員における実践的な対応力の向上を図ってまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

今、様々な実践的な研修等に参加するということだったんですけど、東海豪雨の災害を経験した職員も本当に今、大分少なくなってみえると思いますし、その中でも、実際に経験した職員もおられますので、こうした経験をした職員の教訓を生かして、発災時に復旧に向けた対応をどのようにしていくかということが本当に大事だと思いますので、そのような職員の知識やノウハウを災害廃棄物処理業務でも生かされると本当にいいなと思いますので、そこら辺をどのように考えてみえますでしょうか。

それでまた、市の職員も、能登のほうに応援に行ってみえる職員もおみえになりますので、その方のいろんな経験されたことや何かも、いろいろお聞きしてやっていただきたいと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

それも議員御指摘のとおりなんです、大切なのは、東海豪雨災害を経験した職員が少なくなっている中、当災害を経験した職員から当時の状況を始め、経験から得られた課題、あるいは課題解消に向けた考え方等について、東海豪雨災害を経験していない職員に継承していくことは重要なこととして捉えております。それゆえ、こうした東海豪雨災害を経験した職員は、災害時における様々な業務において積極的に登用していくことが必要ではないかというふうに考えております。

今回は災害廃棄物処理の御質問ですので、そこに限定して申しますと、1つ目の御質問でございました災害廃棄物処理における組織体制において様々な業務がございますので、その中に東海豪雨災害を経験した職員を登用していくことも1つの考え方でございますし、先ほど議員がおっしゃった能登で研修している職員は、現場を目の当たりにされておりますので、そういった職員からもしっかり状況とか、その辺りを聞いて、その経験を生かしていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

よろしく申し上げます。

では、最後の⑦の質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

最後に、⑦の質問に対し、石田市民環境部長、答弁。

市民環境部長（石田隆君）

まずは、清須市災害廃棄物処理計画の内容について、職員相互の理解を更に深める必要があると考えております。その上で、1つ目の御質問にあった災害廃棄物処理の組織体制である「災害廃棄物処理特別担当チーム」を迅速に設置し、運用が図れるよう、いま一度、危機管理課と連携し、事前準備にしっかり備えておくことが大切だと感じております。

また、来年6月頃になると聞いておりますが、南海トラフ巨大地震における被災想定が県から

示されることから、その内容を精査し、必要により、清須市地域防災計画及び清須市災害廃棄物処理計画の見直しについて検討しなければならないと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

12番議員（野々部享君）

今、来年、南海トラフ巨大地震における被災想定が県からまた示されると、また、いろんな想定が大分アップされると思うんですけど、今後も様々な研究をなされる中で、南海トラフ巨大地震に対する想定震度や想定被害の範囲など、変化していくことも考えられます。そうした際に、適宜、本市の地域防災計画や災害廃棄物処理計画も時代に応じて本当に見直していく必要があると思いますので、今回は災害に対する質問でしたけど、これからも災害廃棄物、どんどんと私もいろんな会議にも出まして、いろいろ皆さんの意見もお聞きするんですけど、そのような意見もまた取り上げて、また市民環境部のほうにもいろいろと要望なりさせていただきますので、最後に市民環境部の部長に廃棄物処理に関する統括を一言お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（成田義之君）

石田部長。

市民環境部長（石田隆君）

私も旧西枇杷島町の職員だったということもございまして、東海豪雨というのは大変未曾有の災害でした。想定として、河川が破堤するということは私自身も思いも寄らない出来事でした。その後の変容した悲惨なまちの状況は今も忘れませんし、その後の復旧においては、小さな自治体であるがゆえ、様々な業務をこなしました。何日も役所に泊まり込み業務を続けるも、まちの状況は変わらず、そのジレンマに疲れもピークとなり、先が見えない中で格闘しながらも、それでも先を見て業務をこなしていくしかない状況で、何人かの職員が疲労で倒れ、体を壊されたというような状況がございました。

このような状況を振り返ると、清須市として大きな組織となり、災害発生時また復旧に向け、各部局がどんな業務に携わるかをいま一度明確にして、事前に準備し、災害に備えておくことや長い期間の復旧業務を考えた場合、職員もきちんと休息を取りながら、無理をせず臨んでいくことの大切さを知ることができました。災害廃棄物処理においても、担当部局だけではなく様々な

業務があることから、それに長けた職員がチームとなって業務に臨むことの意味合いを深く感じました。

そして、今回、御質問をきっかけに、改めて東海豪雨災害に向き合えたこと、そして、清須市災害廃棄物処理計画を見詰め直したことは自分自身にとってもプラスになったと思っており、野々部議員に感謝申し上げるとともに、これまでの経験を生かしながら、自分に与えられた業務に対しこれからもしっかり向き合い、対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

野々部議員。

1 2 番議員（野々部享君）

何よりも町内で、今、石田部長も経験されたと言われたんですけど、経験された方は、経験していない若い方にもしっかりと知識やノウハウを継承していただくということがこれからは本当に大事になってくると思いますので、そこら辺、来年退任されるということを聞いておりますけれども、そんなにもありませんけど、ぜひ、今のうちにしっかりと継承していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

議長（成田義之君）

以上で、野々部議員の質問を終わります。

つぎに、浅妻議員の質問を受けます。

浅妻議員。

< 2 番議員（浅妻奈々子君）登壇 >

2 番議員（浅妻奈々子君）

議席番号 2 番、清政会、浅妻奈々子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、私からは、大きく 2 点質問させていただきます。

1 夏休みの子どもの居場所について

夏休み中、子どもたちが安心して過ごせる場所を確保することは、共働き世帯の増加や地域社会の変化に伴い、ますます重要になっています。本市には、小学生が放課後を過ごす場所として放課後児童クラブと放課後子ども教室があります。それぞれ利用条件や内容に違いはありますが、

その分、子どもや保護者にとって選択肢が広がり、状況に応じた利用ができるというメリットがあります。

放課後児童クラブは、昼間に保護者が家庭にいない児童を対象に、家庭に代わる生活の場を提供するもので、夏休みを含め長期休暇中も開設されています。ただし、利用には保護者の就労が条件となっており、毎日利用する家庭からは「お弁当作りの大変さ」や「夏場の食中毒への心配」といった声も聞かれています。また、数日だけ利用したい家庭にとっては、手続や料金の負担があるという課題もあります。

一方、放課後子ども教室は、就労の有無にかかわらず利用できる、より柔軟な居場所です。安全で安心して過ごせる場として、遊びや自主学習の機会を提供しています。これまでは3年生までしか利用できませんでしたが、来年度からは6年生まで受入れを拡充する予定をしており、より幅広い子どもたちにとって利用しやすい環境が整えられます。しかし、原則として学校のある日のみの実施であり、夏休みには開設されていません。そのため、夏休み期間中に利用できる選択肢が限られているのが現状です。

夏休みは、保護者の働き方だけでなく、猛暑で遊び場が限られることや友達と会う機会、体を動かす機会が減ることなど、子ども自身にとっても過ごしにくさがあります。また、夏休み明けは、生活リズムが不規則になってしまう子など、行き渋りが出やすい時期でもあります。夏休みにも子どもが安全で安心して過ごせる場をどう確保していくかが大切だと考えます。

そこで、放課後児童クラブの課題改善や放課後子ども教室の夏休み実施を含め、多様な居場所づくりについて伺いたいと思います。

- ①現在の夏休みの居場所となる放課後児童クラブの課題について
- ②放課後児童クラブでの夏休み中の昼食提供の導入について
- ③夏休み中の放課後児童クラブ利用日数に応じた料金設定について
- ④夏休み期間中の放課後子ども教室の実施について
- ⑤今後の夏休みにおける子どもの居場所づくりの考え方について

大きな2番です。

地域の力を活かした子ども（親子）の居場所づくりについて

本市の子ども・子育て支援事業計画、基本目標3では、「市全体で、様々な経験や体験ができる場・機会を提供し、豊かな心をはぐくむとともに、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。」と掲げられています。これまで本市でも、子育て支援センター、児童館、

放課後児童クラブや放課後子ども教室、サタデーキッズクラブなど、子どもたちの年代に応じた居場所を整えてきました。こうした取組により、多くの子どもや保護者が安心して過ごせる環境が支えられてきたことは大きな成果だと感じています。

一方で、子どもや家庭を取り巻く環境は変化しており、今は「子ども一人一人に合った多様な居場所」が求められています。こども家庭庁が示す「こどもの居場所」とは、こども・若者本人にとって居心地が良いと感じられる場所であれば、どんな場所や人との関係性であっても居場所となり得るものです。そして、一人でも安心して利用でき、自己肯定感を高め、生活習慣や学習習慣を身につけたり、様々な体験をできる場を指します。

こうした中で、こども家庭センターの居場所づくりについては、子どもの主体性を尊重し、地域の特性を生かし、地域住民や関係機関と連携しながら継続的に支えていくことが重要であるとされています。本市としても、この考え方を大切にしながら取組を進めていくことが必要だと考えます。ただし、こどもの居場所づくりにおいて、多くの場合は大人を始めとした第三者が中心となってしまうため、子ども自身が本当に求める居場所の在り方との間にギャップが生じやすいとも言われています。そのギャップを埋めるためには、利用者ニーズと地域資源を効果的にマッチングさせる仕組みを制度として位置付け、具体的に進めていくことが重要です。これは、こども家庭センターが掲げる「居場所づくりのポイント」を実際に形にしていく取組になると考えます。

例えば、子どもの声を丁寧に拾い上げ、地域の資源とつなぐ仕組みを整えることで、子どもが自ら選び、安心して過ごせる居場所を広げていくことが可能になります。実際に、地域の公民館で行われたボランティア団体による夏休みの居場所づくりには70名を超える参加があり、地域におけるニーズの高さもうかがえます。また、乳幼児や未就学児を持つ家庭からは、日常的に安心して過ごせる室内の遊び場が欲しいといった声も多く寄せられています。だからこそ、これからは子ども家庭センターが旗振り役となり、地域・団体・企業と連携しながら利用者ニーズと地域資源・公共施設等の場所をマッチングさせる仕組みを整え、子どもや保護者が気軽に集える日常的な居場所を広げていくことが必要だと考えます。

そこで、伺います。

- ①学校施設を活用した子どもの居場所づくりについて
- ②成長段階に応じた居場所づくりと公共施設の活用について
- ③今後の居場所づくりの支援体制について

以上です。御答弁よろしく申し上げます。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼児童保育課長、答弁。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

児童保育課長、吉野です。

1の①についてお答えいたします。

放課後児童クラブは、共働き世帯の増加や核家族化に伴い、利用者数が増加傾向にあります。特に夏休み中の登録者数は、通常時に比べて150%程度増加していることから、場所と指導員の確保が夏休みにおける課題です。

課題に対する対応として、場所については体育館や放課後子ども教室の部屋、児童館のクラブ専用室以外の部屋などを利活用し、指導員については、放課後子ども教室の職員に臨時で協力を得るなど、他部局と連携することで、子どもたちが安全で安心して過ごせる放課後児童クラブの運営に努めています。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

今伺いたいしまして、夏休みは登録者数が通常よりも大幅に増えるということで、場所や指導員の確保が課題になっているということが改めてよく分かりました。その中で、体育館や他の部屋を活用したり、他部局の協力を得たりと、工夫を重ねて子どもたちは全員受け入れていただいているという点については大変評価したいと思います。

これだけ夏休みに多くの家庭が共働きで子どもたちを預けることになるわけですがけれども、やはりいただく声の中で大きいのが児童クラブでの昼食提供についての声です。やはり保護者が毎朝調理するという負担に加えて、この時期、本当に食中毒のおそれがあるということや、今、加熱調理をしても食中毒になってしまうような菌もあるというような情報も出ていて、皆さん大変心配されています。

そこで、次、2番お願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質問に対し、吉野健康福祉部次長兼児童保育課長、答弁。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

②の質問についてお答えします。

児童クラブにおいて昼食の提供を行う場合、指導員の業務として、食品衛生上の管理、食物アレルギーを持つ児童への配慮、注文の收受や児童への配布などが新たな業務として発生します。

また、近隣自治体においても同様の課題があることから、公設公営の児童クラブで本格的に実施しているところはまだほとんどありません。

現時点において、職員不足とその確保が課題となっている状況下で、これらの業務を現状の職員体制で対応することは難しいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

今いただいた御答弁なんですけれども、2年前に一般質問で同じことを質問しておりますが、その時と内容に大きな変化が無く、少し残念に感じております。

この間で全国的には昼食提供を行う児童クラブが4割以上へと増えてきました。答弁で示されたような課題についても、他市町では、例えば注文のやり取りを保護者と業者で完結できるところに委託していたり、容器の回収までしてくれるような業者を探していたりですとか、配膳をシルバー人材センターの方をお願いするなど、現場の負担を軽くしながら取り組んでいる例もたくさんあります。また、数は少ないですけれども、給食センターで調理しているような例も見られました。

児童クラブの昼食については、もちろん選択制になると思いますし、費用も保護者負担となるものです。本市においても、実際にどのような方法なら導入できるのかという視点での具体的な調査や検討を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。子どもたちにとって安心できる環境につながると思いますので、前向きなお答えをお願いしたいと思います。

議長（成田義之君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

議員がおっしゃられるとおり、全国的に昼食提供ということを行っている自治体が増えているということも認識しております。そういったこともございますので、先進自治体の事例も踏まえ

まして、様々な方法を調べるとともに、現在のような厳しい体制ではあるんですけども、そういった体制で課題等がある状況下、どのような方法なら可能なのかなど、可能性についても現場の意見を聞きながら確認してまいりたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

ありがとうございます。ぜひ前向きな調査検討を期待しております。

それではつぎに、利用料の設定について伺います。

次、お願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の③の質問に対し、健康福祉部次長兼児童保育課長、答弁。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

③の質問についてお答えします。

児童クラブの利用料については、県内では通常時は月額5,000円から8,000円、夏休み中は月額7,000円から1万円で設定している自治体が多い状況です。

それに対し、本市は通常時、月額3,000円、8月は月額5,000円としており、県内自治体の中でも低く料金設定をしております。

また、これまで利用日数に応じた減額は行っておりませんでした。令和7年度からは、当該月の登録日数が20日以下の場合、基本利用料を通常時の月額3,000円を2,000円に、8月分は月額5,000円を3,000円とする料金設定とし、保護者の経済的負担の軽減を図っております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

本市の料金が県内でも低く設定されていること、こちらについては以前より本市の魅力であり、子育て世帯にとって心強い支援だと感じております。

今伺いすると、更に令和7年度からは新たな料金体系が導入されたということも分かりまし

た。料金について十分に御配慮いただいていることは理解しているんですけども、ただ、夏休みについては2か月にわたるということ、更に事前に利用日を申請する仕組みであることから、夏休み全体を一区切りとして、利用日数に応じた料金設定を検討していただく余地があるのではないかなと思います、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

吉野次長。

健康福祉部次長兼児童保育課長（吉野厚之君）

今回の料金設定の見直しによって、夏休みだけの利用ならば、休みが始まる7月は20日以下となりまして、利用料が2,000円となることや利用の仕方によっては8月も20日以下で3,000円となる場合もあります。このことから、夏休み期間において保護者の負担軽減につながれている部分もあると考えておりますので、今のところ、夏休みだけの利用日数に応じた料金設定というものを考えておりません。今回の新たな料金設定は、令和7年4月から始めたばかりですので、まずは新しい料金設定を少しでも多くの皆さんに知っていただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

今おっしゃったように、今年度から導入された仕組みは夏休みのみ利用される方にとっても便利になったと感じます。ただ、夏休みだけ利用される方にとっては、まだ周知が十分ではないのかなと思いますので、こういった制度が導入されたよということを周知に努めていただきたいと思います。

とはいえ、夏休みだけ利用される方にとって、就労証明書を提出しなければならないとか、そこに兄弟が2人、3人と重なってくると負担になってくるとかですね、夏休み期間、例えばお盆を抜くと、実際の利用日というのがおおよそ20日以下になるのかなと思うんですけど、ただ、夏休み最後まで利用すると、利用期間としては8月末になってしまうという御家庭も多いと思いますので、今回の設定の周知とともに、更に保護者の声を丁寧に拾いながら、より良い仕組みにつなげていただきたいと思います。

続いて、夏休み期間中の放課後子ども教室について伺いたいと思います。

次、お願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の④の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校教育課長の瀬尾です。

1の④の質問にお答えします。

放課後子ども教室の目的は、放課後の子どもたちの居場所を確保することです。まずは、対象学年を6年生まで拡充する体制づくりが重要だと考えていますので、夏季休業中の放課後子ども教室の実施については、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

最初の児童クラブの課題でも人と場所の確保の問題があり、現状だと放課後子ども教室の先生が夏休みに児童クラブのほうに応援に行っているということもあるので、今すぐには難しいのかなと思いますが、まずは対象学年の拡大が大切であるとおっしゃっていただきましたので、今後期待しつつ、働くかどうかに関係無く利用できる放課後子ども教室が、もし夏休みにも開かれていれば、子どもたちにとって安心して過ごせる選択肢が増えると思います。

名古屋市には、清須市の放課後子ども教室と同じような仕組みであるトワイライトスクール、ルームがあり、こちらは夏休みも実施されておりますが、実際に児童の約2割の子どもたちが夏休みにも参加しており、そのニーズの高さが分かります。こうした居場所は子どもにとって安心できる環境を提供するだけでなく、地域の大人との関わりや地域の雇用にもつながり、良い循環を生み出しています。

今の子どもたちは外遊びの機会が減り、夏休みも自宅でゲームや動画視聴に偏って過ごすケースが増えています。また、短時間勤務や在宅勤務の御家庭、フルタイムではない家庭では、夏休み中、子どもは留守番を選択するという家庭も多くあり、日中に子どもが一人で過ごす時間が長くなることも少なくありません。その結果、生活リズムが乱れたり、運動習慣やお友達との交流が減ったりといった心配も出てきます。だからこそ、本当に親の就労状況にかかわらず、子どもが安心して過ごせる場所が大切だと考えます。

今、放課後子ども教室の夏休みの開催は考えていないというお考えでしたけれども、こうした夏休みの子どもたちの現状を踏まえて、最後に、夏休みの子どもの居場所づくり全体についてお考えを伺いたいと思います。

次、お願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の⑤の質問に対し、大沼教育部次長兼生涯学習課長、答弁。

教育部次長兼生涯学習課長（大沼賀敬君）

生涯学習課長の大沼です。

1の⑤の質問にお答えをさせていただきます。

小学校の部活動廃止などもあり、教育部では、小学生の文化、芸術及びスポーツに触れる機会として、夏休み中に生涯学習、生涯スポーツの分野において、講座やスポーツ体験教室等の開催を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

小学校の部活動も令和7年度末で廃止となりますので、教育部で講座やスポーツ体験教室の検討を進めていただけることは大変心強く思っております。これから検討されると思いますけれども、もし今考えている夏休み中の構想等ありましたら教えてください。

議長（成田義之君）

大沼次長。

教育部次長兼生涯学習課長（大沼賀敬君）

今後検討していく課題と認識しておりますが、今年の夏休み中のスポーツ体験教室などの児童の参加を見ておりますと、多数の方が参加していただいております。夏休みなどに特化した形で体験できる機会、そういったものを今後プログラム化していけるように、これから検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

夏休みは子どもにとっては自由な時間が長く、家族一緒に過ごす大切な時間も増えますけれども、家庭にとっても負担が大きい時期でもあります。放課後児童クラブだけでなく、学習、スポーツ、文化体験など、多様なメニューが広がることで、子どもたちが安全に、そして楽しく成長できる夏休みにつながると考えています。これからのカリキュラムを考えられるということですので、ぜひ、魅力的な前向きな取組をお願い申し上げまして、1番の質問を終わります。

議長（成田義之君）

つぎに、2の①の質問に対し、寺社下こども家庭課長、答弁。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

こども家庭課の寺社下です。

①の御質問にお答えをいたします。

こども家庭庁のこどもの居場所づくりの指針の中でのこどもの居場所とは、子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、居場所となり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。居場所の特徴として、多くの子どもにとって学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである、とあります。

市内には小学校が8校、中学校が4校あり、学校は多くの子どもにとって学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ大切な居場所となっています。子ども・若者にとっては、通り慣れたアクセスしやすい環境にあると言えます。

そうした中で、現在、学校施設は教室の一部を放課後子ども教室として活用し、また、スポーツ施設として、グラウンドや体育館が利用されています。今後におきましても、多様なこどもの居場所づくりを考えていく中で、学校施設をより柔軟に活用でき、こどもの居場所づくりの一助となるよう教育委員会と協議を図ってまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

ありがとうございます。大切な居場所として捉えていただいていることが分かりました。

今の御答弁の中で、教育委員会と協議を図ってまいりますとの言葉がありました。そこで、学

校教育課に伺います。

現状、学校を地域に開放している例はありますでしょうか。

議長（成田義之君）

学校教育課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校教育課長の瀬尾です。

地域への開放につきましては、自主防災訓練や町内会の盆踊りでグラウンドを使用している例があります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

今お答えいただいたように、ここ数年でお祭りとか、そういった行事でも学校が活用されていくことが増えてきたように思います。大変に良い取組だと思っております。

やはり学校は地域のみんが知っていて、子どもが安心して来られる場所であり、広さも設備もそろっている、地域の拠点だと思います。

学校施設を地域により広く開放し、子どもたちの居場所づくりに活用していくことについてどのようにお考えかお聞かせください。

議長（成田義之君）

瀬尾学校教育課長。

学校教育課長（瀬尾光君）

学校施設を地域に開放し、子どもたちの居場所として活用することは、地域と学校の連携を深め、子どもの健全な育成に貢献する素晴らしい取組だと認識しています。

学校教育法第137条に、学校教育上、支障のない限り、学校には社会教育に関する施設を設置し、又は学校の施設を社会教育、その他公共のために利用させることができるとあります。

また、清須市立学校管理要綱第5条第2項に、公用又は公共用以外の目的を持って、学校、又は設備を使用するものは、あらかじめ学校の長の許可を受けなければならないとありますので、学校教育上、支障がないことが前提にありますが、学校長の意見を聞きながら進めていければと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

ありがとうございます。

今年、星の宮学区で行われた夏休みの居場所づくりでは、週に一度4回の開催ではありましたが、70名を超える日もあり、平均すると58.7人、約60人でした。この数字は全校生徒の約2割になります。

先ほどの夏休みの居場所づくりの質問では、放課後子ども教室の長期休暇の開催は今のところ考えてないということでしたけれども、恐らく他学区でも同じぐらいのニーズがあるのではないかなと思います。

このような場合にも、地域にそれだけの人数が入れる施設がない所も多く、学校が活用できれば、地域資源で夏休みの受皿をつくることのできるのではないかなと思っております。

また、名古屋市内では、子ども食堂であるとか居場所カフェなどを学校内で実施している所もあります。

また、保護者からの声として、ふれあい教室に通う生徒ですとか、大人数が苦手な子どもに対しても、夏休みだったり、ほかの土日だったり、少し居場所がつかれないかという相談も来ていまして、清須市で専門的に活動している団体もおりますので、そういったところに運営を依頼して開放するような日があってもいいんじゃないかなと思います。

また、地域の方の見守りで、体育館やグラウンドを好きに使って、思い切り体を動かせる日なども考えられます。

今申し上げたことは全て例ですけれども、こども家庭センターと教育委員会、地域学校共同本部、自治会などが連携することにより、多様なニーズに応え、地域全体で子どもを育む居場所づくりが可能だと思います。

良い御答弁をいただきましたので、ぜひ柔軟な思考で、連携しながら取り組んでいただければと思います。

それでは、次、お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の②の質問に対し、寺社下こども家庭課長、答弁。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

こども家庭課の寺社下です。

②の御質問にお答えをいたします。

乳幼児期から若者を対象にした居場所づくりは、こども家庭課、児童保育課や生涯学習課、スポーツ課などの公的機関が様々な教室や講座、イベント等を公共施設で開催しています。公的機関にとどまらず、民間の子育て支援団体も公共施設を活用しているところもあります。

また、地区の公民館や商業施設、自宅でも開催されており、各団体が目的や対象者に合わせた内容や実施方法を考え、様々な機関と連携を図りながら、居場所づくりを進めていただいております。

今後は、令和9年度を始期とするこども計画を策定する中で、子ども・若者・保護者及び各種団体の御意見を参考にさせていただき、公共施設を含めた居場所づくりの拡充に努めてまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

具体的にお伺いしていきます。

御答弁の中で、各団体が目的や対象者に合わせた内容や実施方法を考え、連携しながら居場所づくりを進めていただいているとありましたけれども、各団体の活動内容というのが、正に地域資源に当たると思いますが、今、地域資源をどのように把握していますでしょうか。

議長（成田義之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

活動を行っている団体は社会福祉協議会のボランティア登録をしている団体も多く、そこで活動内容などを把握しております。

また、企画政策課が令和6年10月から実施している「タッチポイントきよす」で具体的な活動日程や内容などを確認しております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

では、つぎに、子どもや親子が求める居場所のニーズについてはどのように調査し、どのように捉えていますでしょうか。

議長（成田義之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

居場所のニーズについては、令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する際、令和5年度に実施したアンケート調査において、放課後の過ごし方に関するアンケート調査を実施いたしました。ただし、このアンケートについては、子ども・保護者にとっての居場所とはどのような場所や内容なのかを聞いているものではないため、本年度こども計画を策定していく中で、居場所に関するニーズを把握していく予定であります。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

分かりました。

つぎに、ばらつきはあると思うんですけども、現在の公共施設の利用率はどの程度でしょうか。

議長（成田義之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

公共施設については、利用方法を9時から正午、午後1時から5時、午後6時から9時など、施設により多少違いはございますが、時間帯を3つに区切り、お貸しをしております。

令和5年度の実績となりますが、各施設において、開館日数と利用件数などから出したスペース稼働率は施設により差があり、約15%の施設もあれば約70%のところもあるなど、ばらつきがある状態です。

令和6年度の実績については、財産管理課がこれから各施設に調査を行う予定です。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

状況は分かりました。

私が伺っている声では、やはり小さいお子さんを持つ家庭からは、土日や祝日でも天候を気にせず遊べる屋内の遊び場が欲しいという声ですとか、あと、もう少し子どもが大きくなってくると、清須市、図書館が1か所なので、子どもが1人でも行ける距離に図書館があればうれしいというような声も聞いております。もちろん大規模な屋内施設が整えば理想ではあるんですけども、本市には既に広さや設備が十分あるにもかかわらず稼働率が低い公共施設もあり、既存施設を活用した工夫も可能ではないかと思っております。

例えば、身近で、ベビーカーでも気軽に行ける距離、保護者の目が行き届き、安心して自由に遊ばせるような温かい場所をつくることは実現できると思っております。具体的には、屋内で遊べるボールプールやふわふわ遊具などの、遊具さえあれば空き室がプレイルームにすることができ、活動されている団体等と日時や内容をすり合わせて連携したり、既にある地域の学習室に図書を充実させたりと、今できる工夫は少なくありません。年齢や内容も幅広く、多様な分野で活動する団体や企業がたくさんあること、そして行政と市民との距離が近いことが本市の魅力だと思っております。そのような地域のニーズと活用できる資源をつなぎ、場を提供していくことについてどうお考えかお聞かせください。

議長（成田義之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

地域のニーズと活用できる資源のマッチングについては、現在、こども家庭課を始め企画政策課の市民協働係や児童保育課など、各課が実施をしております。

場の提供については公共施設だけではなく、他の自治体では、民間の施設を含め、居場所づくりを広げているところもあり、今後は各団体の施設に対するニーズの把握や民間施設、企業のこどもの居場所に対する取組などへの考えなどを集約していきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

今、お答えいただいたように、民間施設や企業も含めて、利用する方にとって安心して使いやすい居場所づくりというのをぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、次、お願いします。

議長（成田義之君）

最後に、2の③の質問に対し、寺社下こども家庭課長、答弁。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

③の質問にお答えをいたします。

こどもの居場所づくりの支援体制として、子ども食堂を実施する団体に子ども食堂運営費補助金を交付しております。他の自治体では、子ども食堂に限らず、こどもの学習支援団体への補助や子ども・若者の声を聞きながら、子ども・若者を主体とし、地域や民間と連携し、居場所づくりを実践しているところもあります。

今後、こども計画を策定する中で、子ども・若者や支援団体のニーズを把握・分析し、居場所づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

現在行っている子ども食堂運営補助金については、内容の見直しや各団体の相談等も受けていただき、資金のことだけでなく、良い連携ができてきていると感じています。

先ほどと重なる部分もあるんですけども、こどもの居場所づくりは、単に場所を確保するだけでは十分ではなく、利用者ニーズと地域資源を結びつける仕組みが大切だと考えます。保護者や子ども自身の声を丁寧に把握すること、地域や団体や個人、公共施設などの資源を掘り起こすこと、運営主体を地域・企業などから募り、結びつけるといったプロセスです。

こども家庭センターがハブとなって利用者と地域をつなぎ、事業化を支援する取組について検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

寺社下課長。

こども家庭課長（寺社下葉子君）

議員がおっしゃられるとおり、利用者のニーズをどう社会資源と結びつけるかは、今後、大変重要であると考えております。

現在、高齢者の方々の政策として、社会福祉協議会に市が委託をして生活支援コーディネーターを配置し、社会資源の掘り起こしや可視化、マッチングなどを実施し、効果を上げております。

子ども・若者の居場所に関しても、こども家庭課が他課や関係機関と連携していくことが望まれていると感じております。こども計画を策定する中でどのような形で実施していくかを今後検討してまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

浅妻議員。

2番議員（浅妻奈々子君）

今出していただいた高齢者の方々への取組というのは、とても参考になる良い事例だと思います。子どもに関しても、こどもの居場所づくりコーディネーターという事業もありますので、御検討いただければと思っています。

子どもたちの居場所づくりについては、こども家庭センターが中心となって枠組みを整え、地域の団体や企業の皆さんが主体的に運営し、それを行政が支えていく、そんな形で、はぐくみ都市清須らしい温かい仕組みをぜひつくり上げていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（成田義之君）

以上で、浅妻議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、以上で終了といたします。

残りの方については、明日9月4日木曜日午前9時30分から開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、本日付で退任されます葛谷副市長より、退任の挨拶の申出がありましたので、これを許可します。

葛谷副市長。

< 副市長（葛谷賢二君）登壇 >

副市長（葛谷賢二君）

一般質問の終了後、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

本日付で9月3日で退任となります。一言御挨拶をさせていただきます。

私は永田市長の下、副市長として8年間、そして職員としては、昭和56年4月1日、1981年4月1日に旧新川町に入庁したんですけれども、入庁以来44年間、公務員生活を送ってきました。まだ終わってないですけど、やっと無事、今日で終えることができると思います。

在職中は本当に微力ではありますが、全力で永田市長を支えることができたという自負があります。そして、20年近く議会にも出席をさせていただき、議員の皆様には大変お世話になりました。いろいろありましたが、本当にありがとうございました。明日からは善良な一市民となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。御支援、御鞭撻、お願ひをいたします。

月並みではありますが、歴史が連綿と紡いできたこの清須市は永遠に不滅です。成田議長の下、水と歴史に織りなされた安心・快適で魅力あふれるはぐくみ都市清須の実現に向け、議員の皆様方にも御尽力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

結びになりますが、清須市のますますの発展と議員の皆様のますますの御活躍、御健勝を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（成田義之君）

葛谷副市長、大変御苦勞さまでございました。お疲れさまでした。

これを持ちまして、本日は散会といたします。

早朝より大変御苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

（ 時に午後4時14分 散会 ）